

「第2期岡山県障害者計画（仮称）」素案に 対するご意見等の募集について

岡山県では、平成11年4月に、平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」を策定し、本県の障害者施策の総合的な推進を図っています。

本年度、当該計画の計画期間が終了することから、障害のある人、障害福祉事業等従事者、行政及び学識経験者で構成する障害者施策推進協議会で検討いただくとともに、障害のある方や一般県民を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、第2期岡山県障害者計画（仮称）の素案を取りまとめました。

つきましては、この素案に対して、次により県民の皆様からご意見等を募集します。

記

1 計画素案の公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載しているほか、県庁障害福祉課（県庁5階）、県政情報室（県庁4階）、県民室（県庁1階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（2階郷土資料部門）に備え付けています

（岡山県障害福祉課のホームページアドレス）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=39

※〈岡山県HPトップページ→組織で探す→保健福祉部→障害福祉課〉からも入ることが出来ます。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、性別、年齢、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。

郵 送	〒700-8570 岡山県障害福祉課 ※住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 224-6520
電子メール	shofuku@pref.okayama.lg.jp
インターネット	県庁障害福祉課のホームページから、専用フォームに入力し、送信してください。（Windows Vista SP 2、Windows 7については動作検証を行っておりませんのでご注意ください。また、携帯電話には対応していません。）

なお、電話でのご意見等は受けかねますので、ご了承ください。

また、ご意見等の提出に当たり様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。（WORD、PDFの各形式）

3 募集期間

平成22年10月15日（金）から11月15日（月）まで（期間内必着）

4 ご意見等の取扱い

ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方を、県のホームページ等で公表します（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません）。

なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否の結論だけ示したものや、趣旨が不明確なものなどは、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 お問い合わせ先

岡山県保健福祉部障害福祉課 福祉のまちづくり班
電話（086）226-7343（直通）

第2期岡山県障害者計画（仮称）の概要

I 計画の趣旨及び性格

この計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として策定するものであり、障害のある人のための施策の推進に当たっての県の基本的な考え方を示して、今後の施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

II 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

III 計画の基本理念

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、現在の岡山県障害者長期計画の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を引き続き基本理念とします。

(1) 自立の支援

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、能力を最大限発揮できる、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。
- 就労、スポーツ、文化活動、レクリエーションなどを通じて、一人ひとりの個性と可能性を活かすことができるよう、社会参加を促進します。
- 生活の質（QOL）の向上を図るため、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進めます。

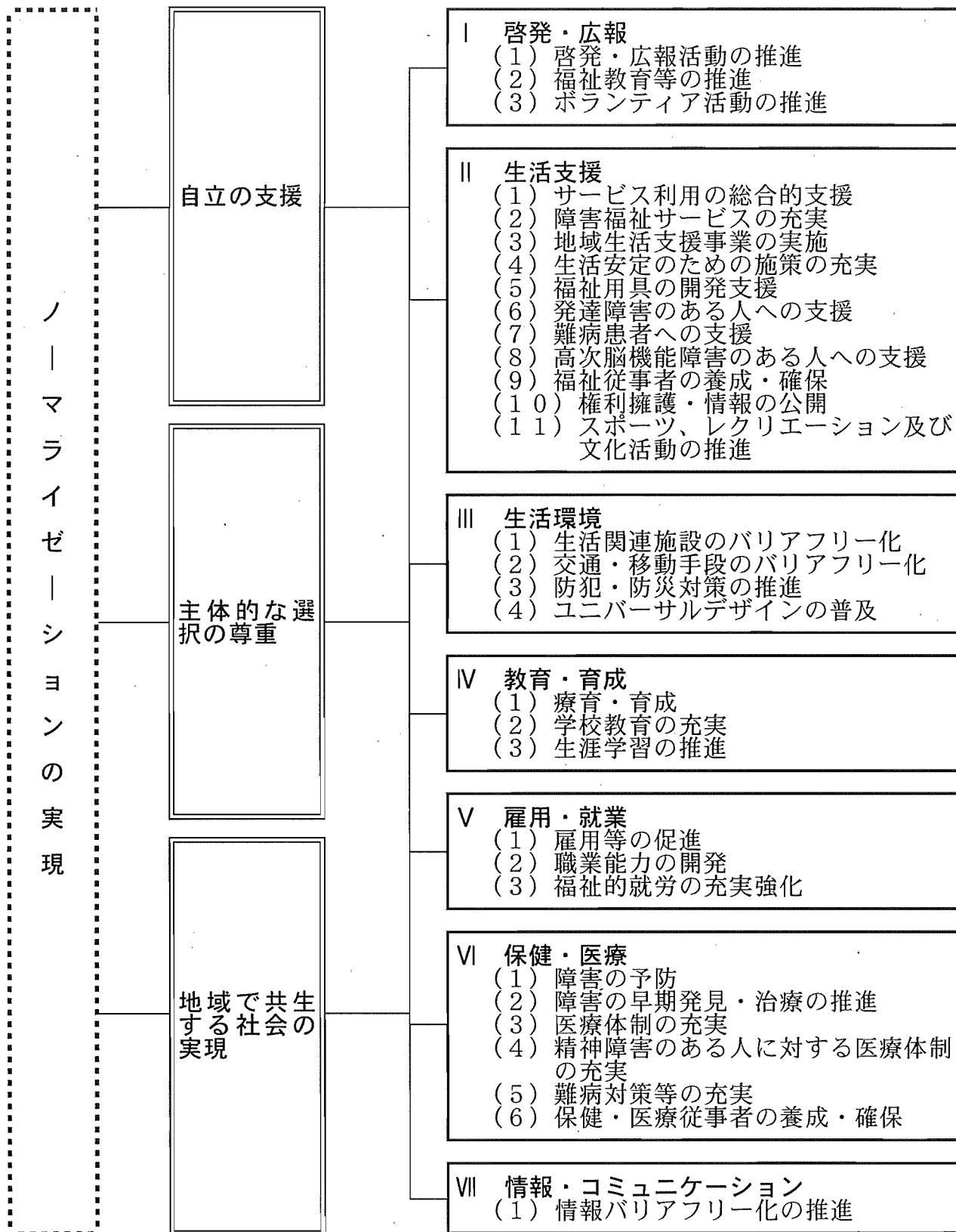
(2) 主体的な選択の尊重

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図ります。
- サービスに対する苦情解決と利用者の権利擁護を推進します。

(3) 地域で共生する社会の実現

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設等入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- 住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じて、利用することができるサービス基盤の整備を図ります。
- 安全で快適な生活ができるよう、心・情報・物の障壁を取り除くため、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図ります。

IV 施策の体系



I～VIIの各分野ごとに「基本的な考え方」を掲げ、項目ごとの「現状と課題」を明らかにした上で、「重点施策と主要事業」として取り組む方向を示す。

第2期岡山県障害者計画（仮称）

（素案）

平成 年 月

岡山県

目 次

第1章 総論	1
はじめに	1
Ⅰ 計画策定の背景	1
Ⅱ 計画の性格及び位置付け	3
Ⅲ 計画の期間	3
Ⅳ 計画の推進体制	3
Ⅴ 障害のある人の現状	4
（1）岡山県における障害のある人の現状	4
（2）身体障害のある人の現状	4
（3）知的障害のある人の現状	8
（4）精神障害のある人の現状	11
（5）難病患者の現状	13
（6）本計画における障害のある人（障害者）	16
Ⅵ 障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題	17
（1）措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法へ	17
（2）地域生活への移行	17
（3）社会全体の意識の変化	18
（4）市町村の役割の重要性	18
Ⅶ 計画の基本理念	19
（1）自立の支援	19
（2）主体的な選択の尊重	19
（3）地域で共生する社会の実現	19
Ⅷ 施策の体系	20
Ⅸ 障害保健福祉圏域の設定	21
第2章 施策の展開	22
Ⅰ 啓発・広報	22
＜基本的な考え方＞	22

<現状と課題>	22
<重点施策・主要事業>	24
(1) 啓発・広報活動の推進	24
(2) 福祉教育等の推進	25
(3) ボランティア活動の推進	25
II 生活支援	27
<基本的な考え方>	27
<現状と課題>	27
<重点施策・主要事業>	29
(1) サービス利用の総合的支援	29
ア 総合的な支援体制の整備	29
イ 相談支援従事者等の養成・資質の向上	30
ウ サービスの質の向上	30
エ 精神障害のある人の地域移行の推進	30
(2) 障害福祉サービスの充実	31
ア 訪問系サービスの充実	31
イ 日中活動系サービスの充実	31
ウ 居住系サービスの充実	32
(3) 地域活動支援事業の実施	32
(4) 生活安定のための施策の推進	32
(5) 福祉用具の開発支援	33
(6) 発達障害のある人への支援	34
(7) 難病患者への支援	34
(8) 高次脳機能障害のある人への支援	35
(9) 福祉従事者の養成・確保	35
(10) 権利擁護の推進・情報の公開	36
(11) スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進	37
III 生活環境	38
<基本的な考え方>	38
<現状と課題>	38
<重点施策・主要事業>	40
(1) 生活関連施設のバリアフリー化	40
(2) 交通・移動手段のバリアフリー化	41
(3) 防犯・防災対策の推進	42
(4) ユニバーサルデザインの普及	43
IV 教育・育成	44
<基本的な考え方>	44
<現状と課題>	44
<重点施策・主要事業>	45
(1) 療育・育成	45

(2) 学校教育の充実	46
(3) 生涯学習の推進	47
V 雇用・就業	48
<基本的な考え方>	48
<現状と課題>	48
<重点施策・主要事業>	49
(1) 雇用等の促進	49
(2) 職業能力の開発	50
(3) 福祉的就労の充実強化	50
VI 保健・医療	52
<基本的な考え方>	52
<現状と課題>	52
<重点施策・主要事業>	54
(1) 障害の予防	54
(2) 障害の早期発見・治療の推進	55
(3) 医療体制の充実	55
(4) 精神障害のある人に対する医療体制の充実	56
(5) 難病対策等の充実	57
(6) 保健・医療従事者の養成・確保	57
VII 情報・コミュニケーション	59
<基本的な考え方>	59
<現状と課題>	59
<重点施策・主要事業>	60
(1) 情報バリアフリー化の推進	60

第3章 事業一覧	61
I 啓発・広報	61
II 生活支援	63
III 生活環境	74
IV 教育・育成	76
V 雇用・就業	78
VI 保健・医療	80
VII 情報・コミュニケーション	83

参考資料1 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に係るアンケート調査 集計結果の要点	85
参考資料2 岡山県障害者長期計画の進捗状況	(作成中)
参考資料3 障害者基本法(抄)・岡山県障害者施策推進協議会条例	(作成中)
参考資料4 岡山県障害者施策推進協議会委員名簿	(作成中)
参考資料5 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定の経過	(作成中)

第1章 総論

はじめに

岡山県では、平成11年4月に、平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」を策定し、本県の障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、支援費制度の導入や障害者自立支援法の施行などの社会情勢の変化等を踏まえ、平成15年3月と平成19年3月の2度にわたって一部改訂を行い、障害者施策のさらなる推進を図ってきました。

この「岡山県障害者長期計画」の計画期間満了に伴い、次期計画となる「第2期岡山県障害者計画（仮称）」を策定しました。

I 計画策定の背景

ここ数年の障害のある人を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、次のような法整備等が行われています。

(ア) 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障害、知的障害及び精神障害という3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害のある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障害を早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

(イ) 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障害のある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障害のある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月に施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害のある人が加えられました。

(ウ) 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障害の種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。（一部は平成18年10月施行）

(エ) 学校教育法の改正

平成18年6月に、障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

(オ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

(カ) 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

(キ) 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

(参考) 障害者制度改革に向けた取組

国においては、平成21年9月の政権交代を契機として、障害のある人に関する制度の集中的な改革に向けた取組に着手し、平成21年12月、「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置して、制度改革の検討等を行っており、平成22年6月には、同会議の意見を踏まえて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、平成25年までの障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方をとりまとめました。

Ⅱ 計画の性格及び位置付け

- ア この計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図ろうとするものです。
- イ この計画は、県政運営の指針である「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」の内容を踏まえたものとなっており、また、関連する他の県計画との整合性を図っています。
- ウ この計画は、県全体の障害のある人のための施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。
- エ 障害福祉サービス等の円滑な提供を確保するため、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて平成21年3月に策定した「第2期岡山県障害福祉計画」を、この計画の生活支援に関する実施計画として位置付け、両計画が相まって、障害のある人のための施策の一層の推進を図ろうとするものです。
- オ 県が直接取り組む施策・事業のみならず、岡山県の障害のある人の福祉の向上に寄与するために、県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

Ⅲ 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とします。ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

Ⅳ 計画の推進体制

県では、今後、この計画に基づき、障害のある人のための施策の充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。

また、岡山県障害者施策推進協議会において、この計画に定める内容の進行管理や検証等を行うとともに、この計画の推進に必要な対策等についても継続的に検討を行っていきます。

V 障害のある人の現状

(1) 岡山県における障害のある人の現状

本県の障害のある人の数は、岡山県障害者長期計画策定当時から年々増加しており、平成22年3月31日現在、身体障害、知的障害、精神障害のある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）の合計は、103,931人となっています。

また、難病患者のうち特定疾患医療受給者証所持者の数は、13,352人となっています。

●障害のある人の状況

(単位：人)

区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人		難病患者
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害保健 福祉手帳所持者	(参考) 厚生労働省 「患者調査」	特定疾患医療 受給者証所持者
	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成20年度	平成22年3月31日
	84,014	13,170	6,747	約36,000	13,352
手帳所持者計	103,931			—	—

(2) 身体障害のある人の現状

身体障害者手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、84,014人となっており、12年前(平成9年度)に比べ16,162人(23.8パーセント)増加しています。

等級別にみると、1・2級の方が29.6パーセント増加、3・4級の方が37.4パーセント増加しているのに対し、5・6級の方が11.3パーセント減少しており、障害の重度化の傾向がみられます。

障害区分別にみると、内部障害のある人の増加が顕著となっており、8,718人(67.9パーセント)増加しています。一方、視覚障害のある人は550人(8.1パーセント)減少しています。

年齢別にみると、18歳以上の人は82,553人で、16,093人(24.2パーセント)増加しており、また、全体に占める割合も平成9年度の97.9パーセントから98.3パーセントへ増加しています。(なお、平成20年3月31日現在の65歳以上の人は58,718人で、平成9年度から10年間で16,819人(40.1パーセント)増加しており、高齢化が進行しています。)

●身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
1 級	18,302	27.0	24,912	30.5	+36.1	25,724	30.6	+40.6
2 級	12,437	18.3	14,682	18.0	+18.1	14,113	16.8	+13.5
3 級	9,323	13.7	10,651	13.0	+14.2	11,199	13.3	+20.1
4 級	13,778	20.3	18,435	22.5	+33.8	20,552	24.5	+49.2
5 級	7,168	10.6	6,540	8.0	- 8.8	6,245	7.4	-12.9
6 級	6,844	10.1	6,550	8.0	- 4.3	6,181	7.4	- 9.7
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
視 覚 障 害	6,829	10.1	6,622	8.1	-3.0	6,279	7.5	- 8.1
聴覚・平衡機能障害	7,009	10.3	7,044	8.6	+ 0.5	6,881	8.2	- 1.8
音声・言語障害	734	1.1	874	1.1	+19.1	909	1.1	+23.8
肢体不自由	40,434	59.6	47,780	58.4	+18.2	48,381	57.6	+19.7
内 部 障 害	12,846	18.9	19,450	23.8	+51.4	21,564	25.7	+67.9
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

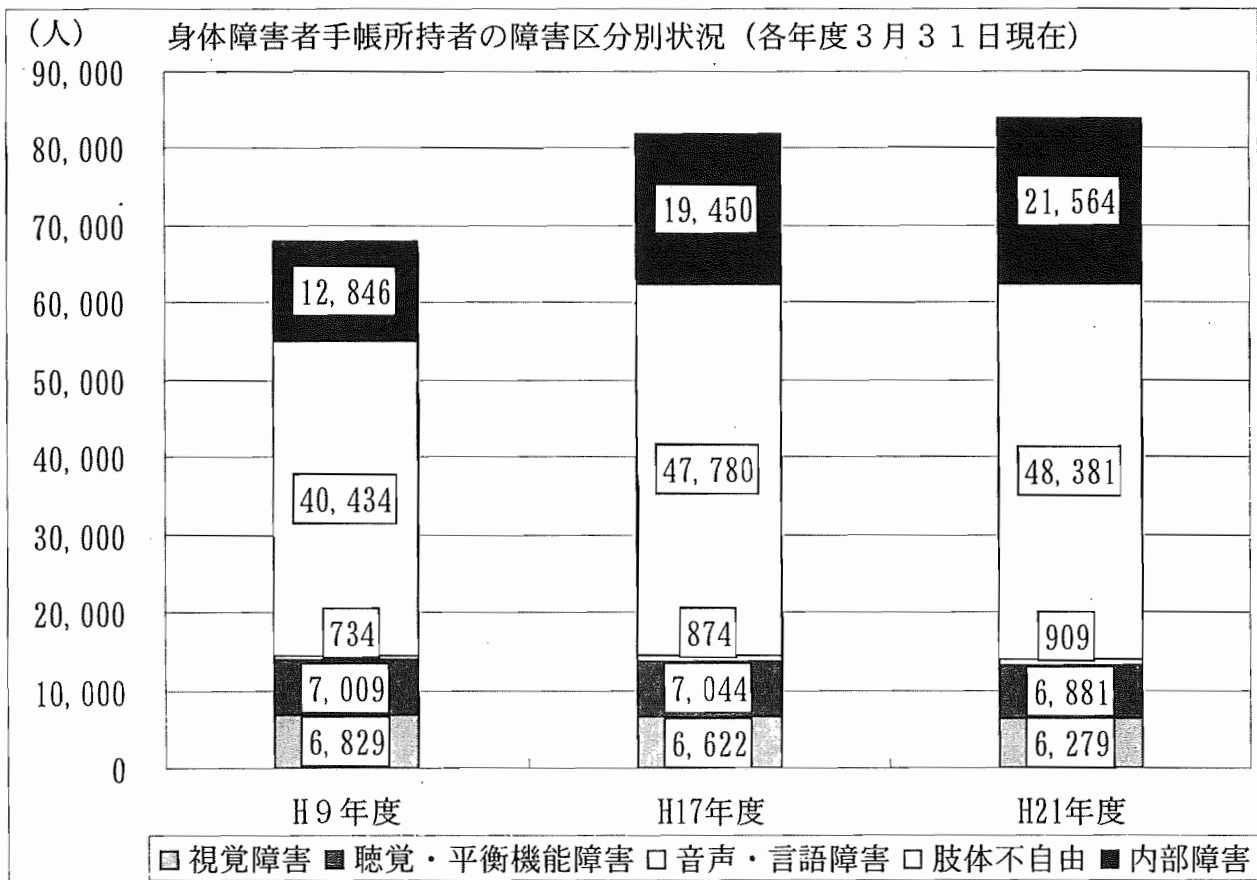
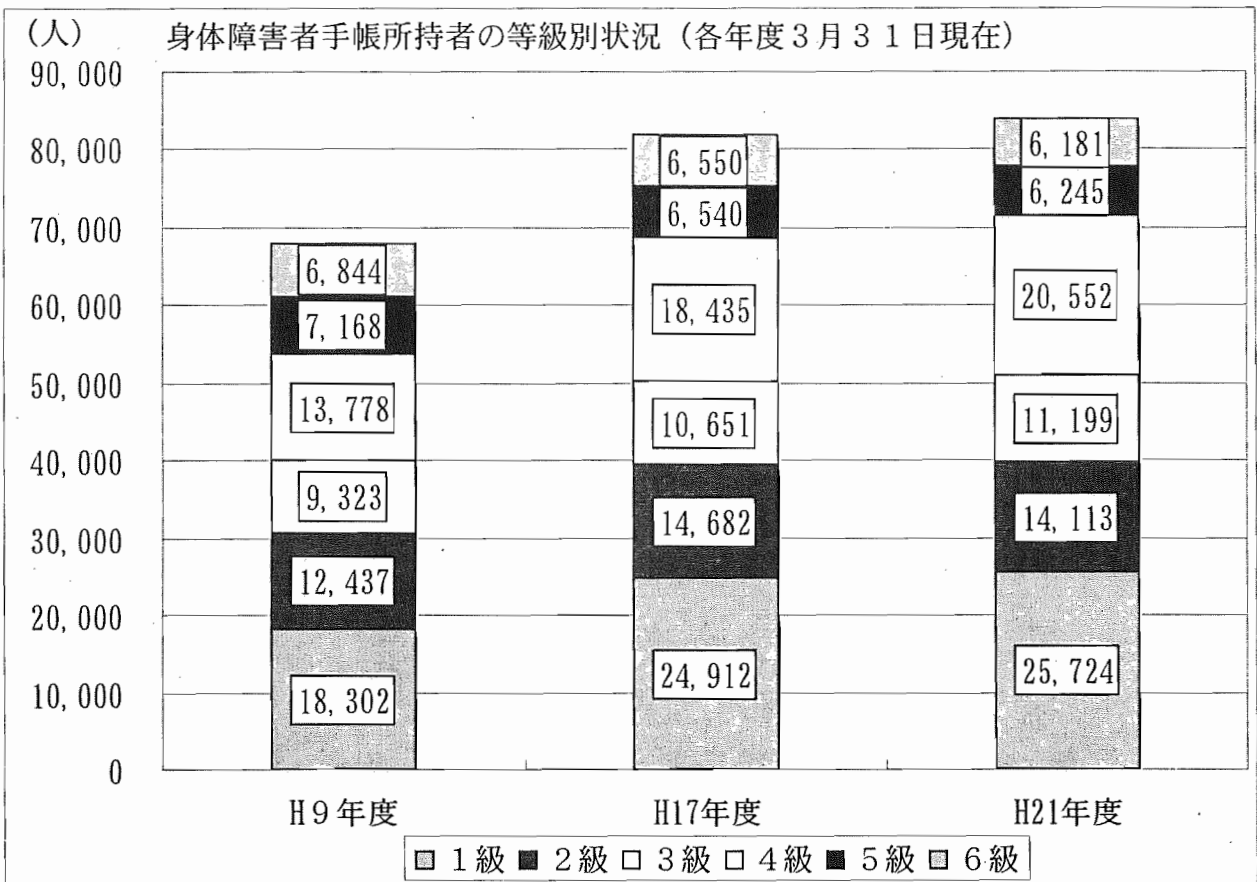
●身体障害者手帳所持者の年齢別状況

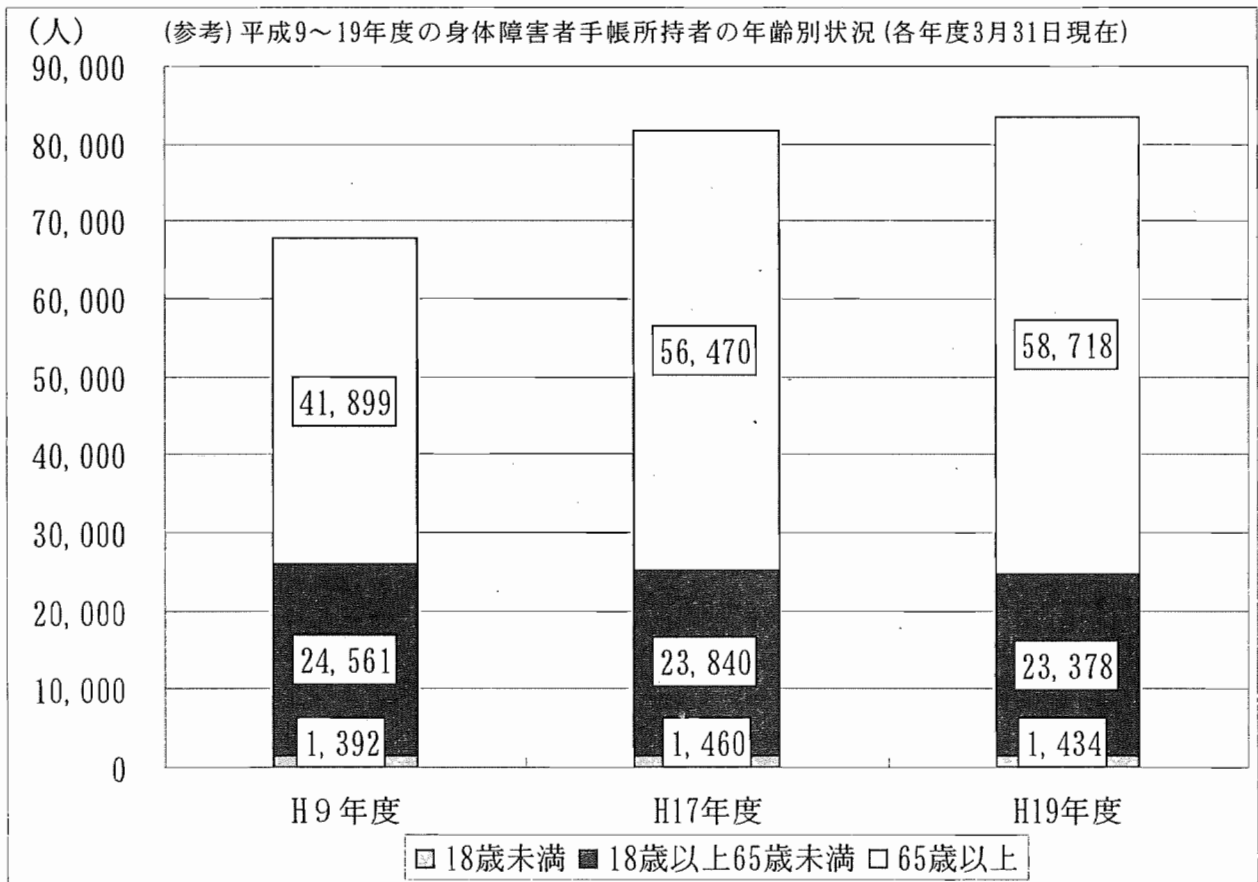
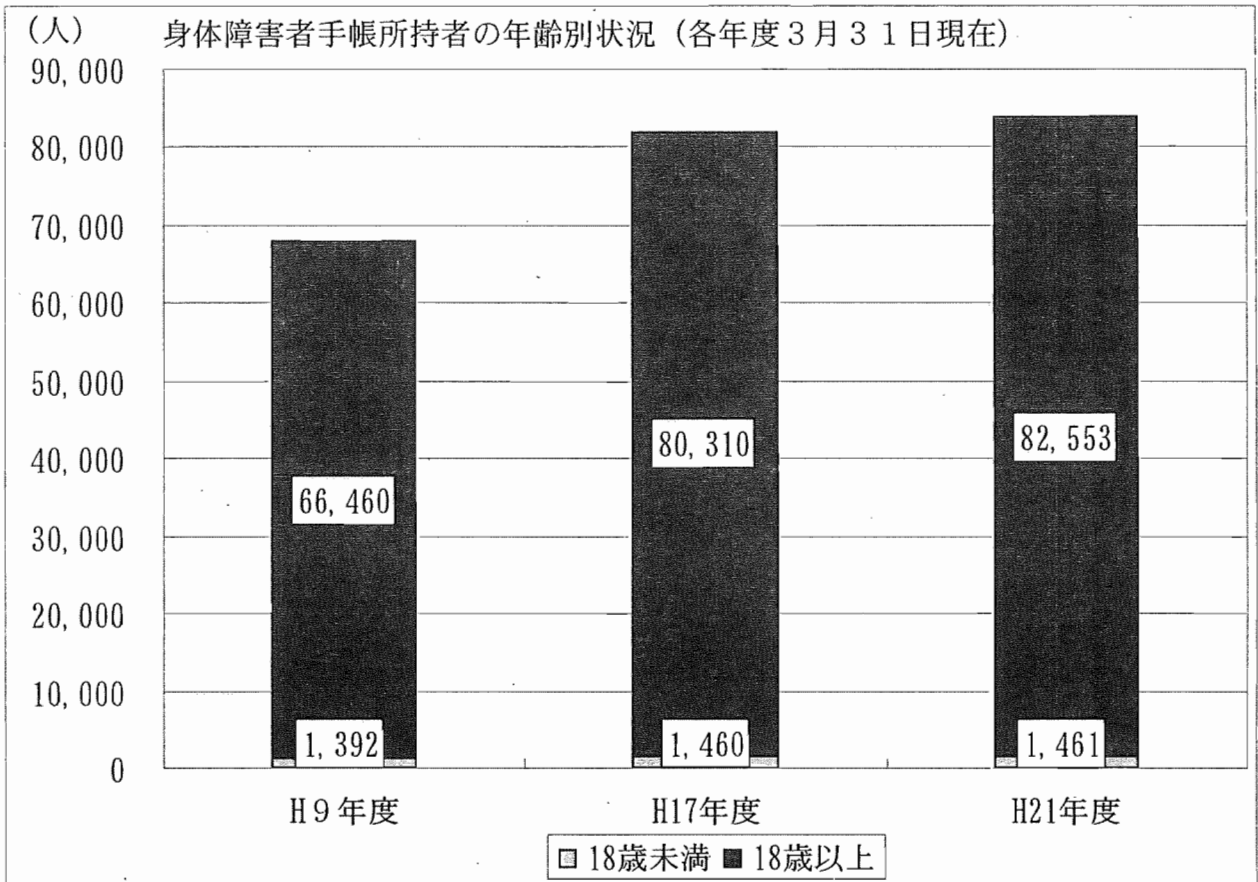
(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,392	2.1	1,460	1.8	+ 4.9	1,461	1.7	+ 5.0
18歳以上	66,460	97.9	80,310	98.2	+20.8	82,553	98.3	+24.2
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

(参考) 平成9～19年度の身体障害者手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成19年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,392	2.1	1,460	1.8	+ 4.9	1,434	1.7	+ 3.0
18歳以上65歳未満	24,561	36.2	23,840	29.2	- 2.9	23,378	28.0	- 4.8
65歳以上	41,899	61.8	56,470	69.1	+34.8	58,718	70.3	+40.1
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	83,530	100.0	+23.1





(3) 知的障害のある人の現状

療育手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、13,170人となっており、12年前(平成9年度)に比べ4,339人(49.1パーセント)増加しています。

等級別にみると、療育手帳B(中・軽度)の方の占める割合が62.0パーセントとなっており、12年前(平成9年度)に比べて59.8パーセント増加しています。また、療育手帳A(重度)の方も34.4パーセント増加しています。

年齢別にみると、18歳未満の方は3,068人で、全体に占める割合は23.3パーセントですが、1,253人(69.0パーセント)増加しており、18歳以上の人の伸び(3,086人、44.0パーセント)に比べ、増加割合が高くなっています。(なお、平成20年3月31日現在の65歳以上の人は全体の7.3パーセントですが、平成9年度から10年間で120.8パーセント増加しており、高齢化の傾向が現れています。)

●療育手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

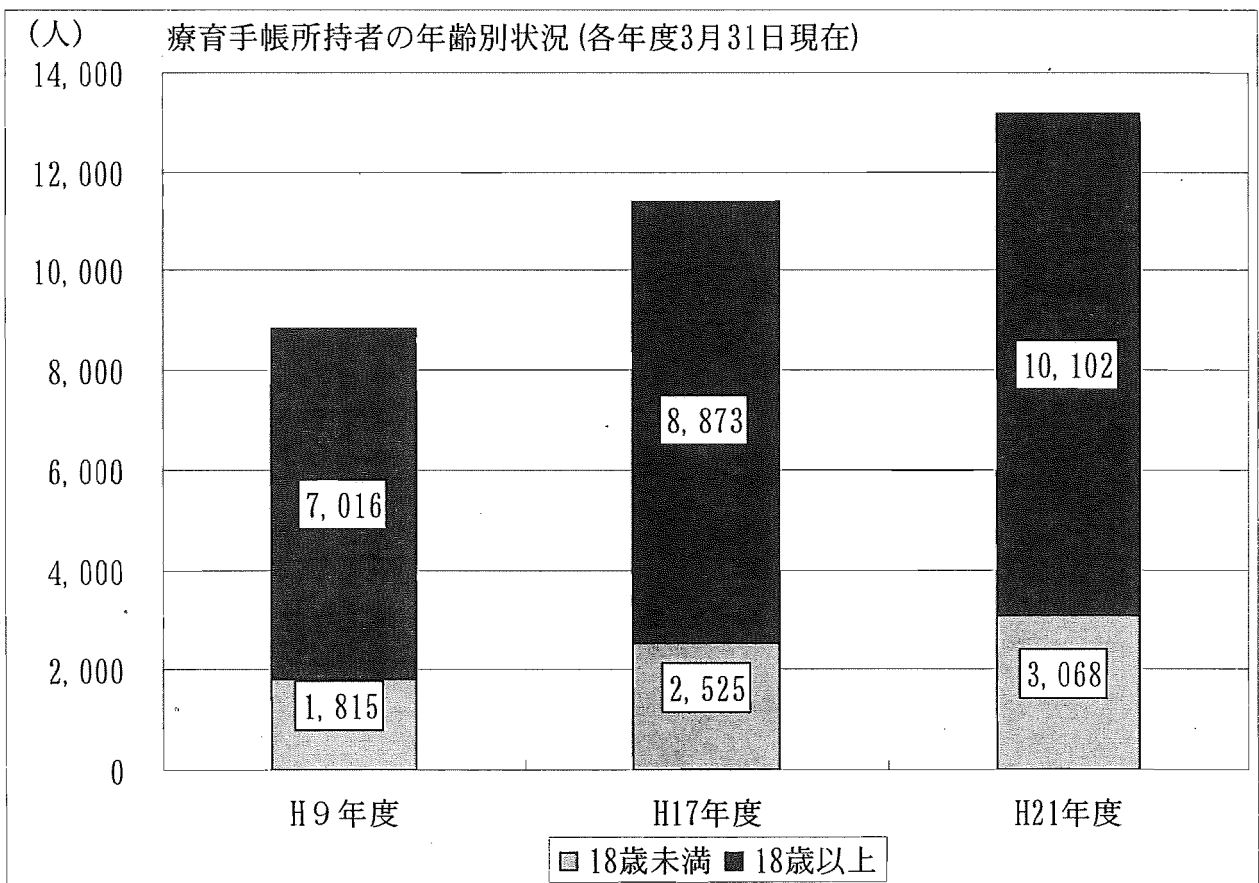
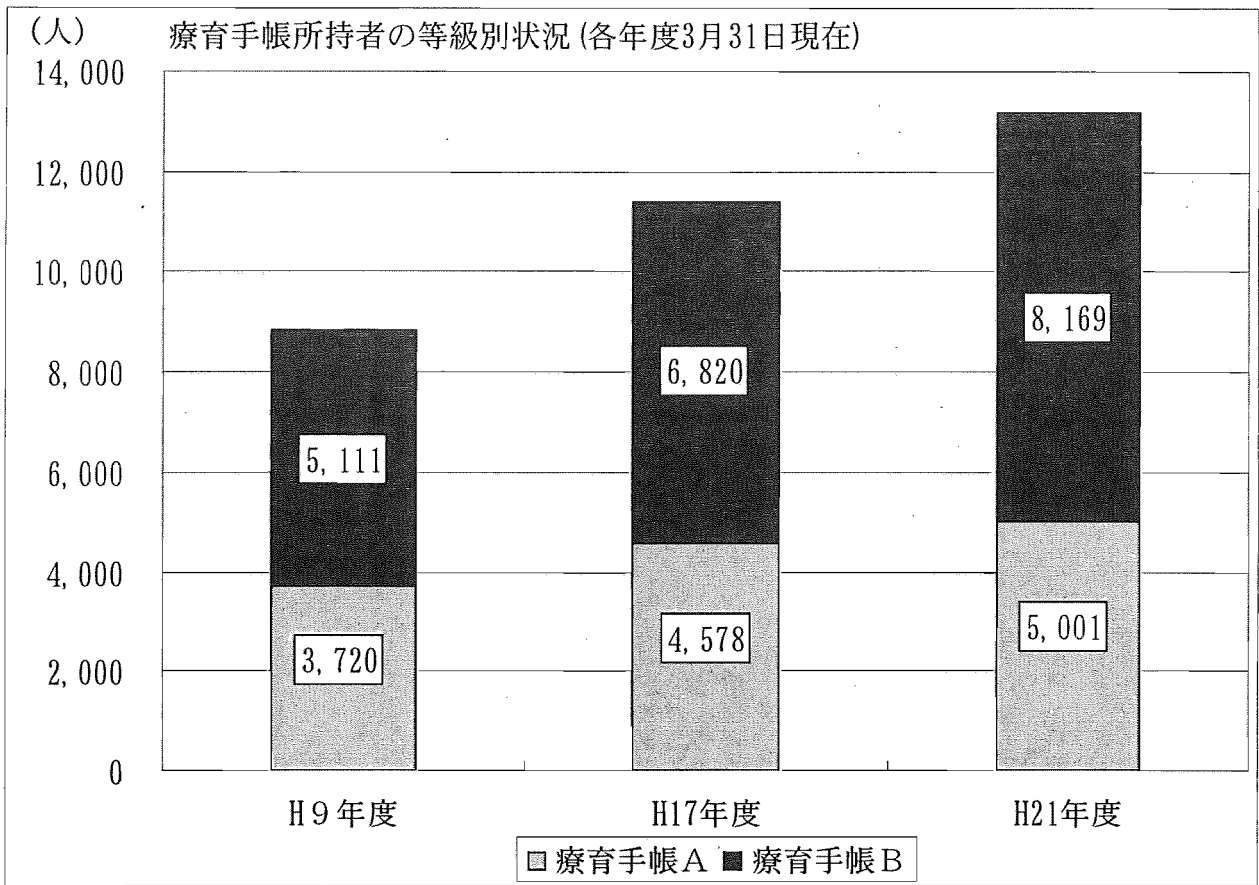
区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
療育手帳A	3,720	42.1	4,578	40.2	+23.1	5,001	38.0	+34.4
療育手帳B	5,111	57.9	6,820	59.8	+33.4	8,169	62.0	+59.8
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	13,170	100.0	+49.1

●療育手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

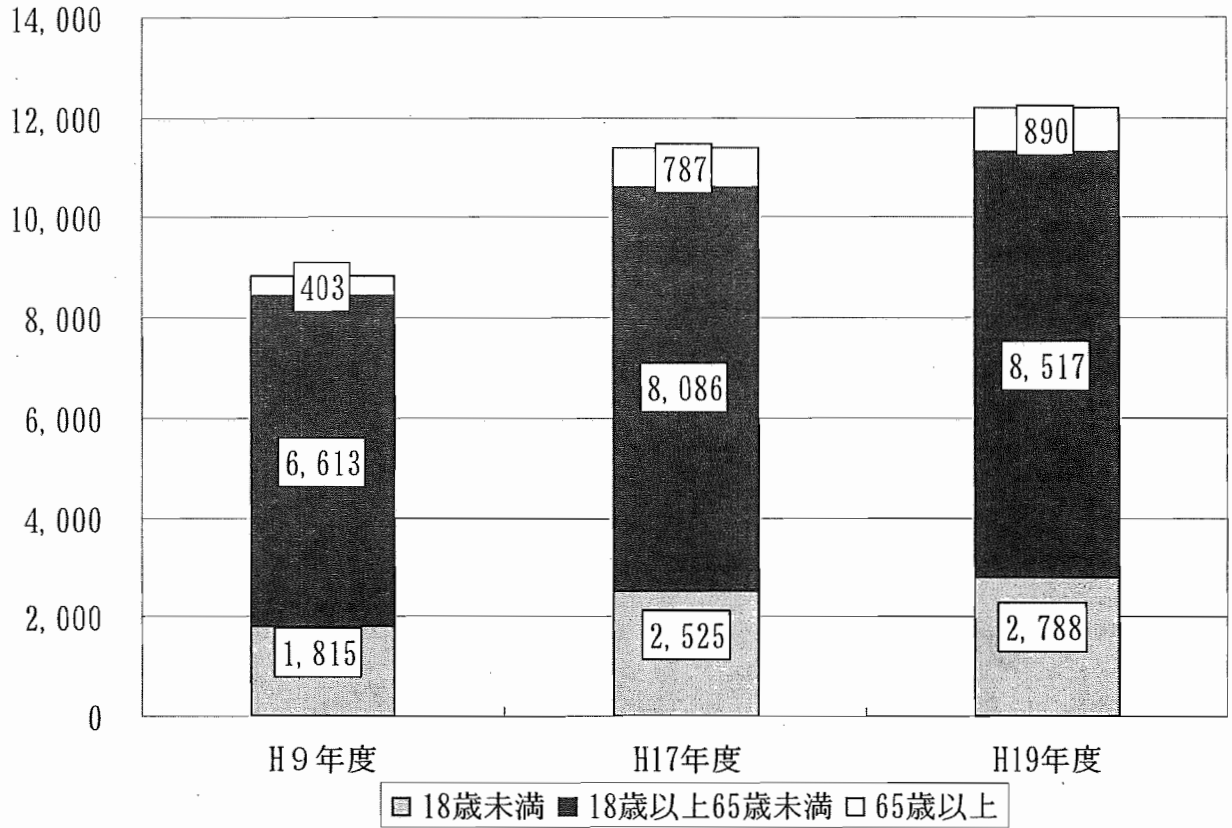
区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,815	20.5	2,525	22.2	+39.1	3,068	23.3	+69.0
18歳以上	7,016	79.4	8,873	77.8	+26.5	10,102	76.7	+44.0
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	13,170	100.0	+49.1

(参考) 平成9～19年度療育手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成19年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,815	20.5	2,525	22.2	+39.1	2,788	22.9	+53.6
18歳以上65歳未満	6,613	74.9	8,086	70.9	+22.3	8,517	69.8	+28.8
65歳以上	403	4.6	787	6.9	+95.3	890	7.3	+120.8
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	12,195	100.0	+38.1



(人) (参考) 平成9～19年度療育手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)



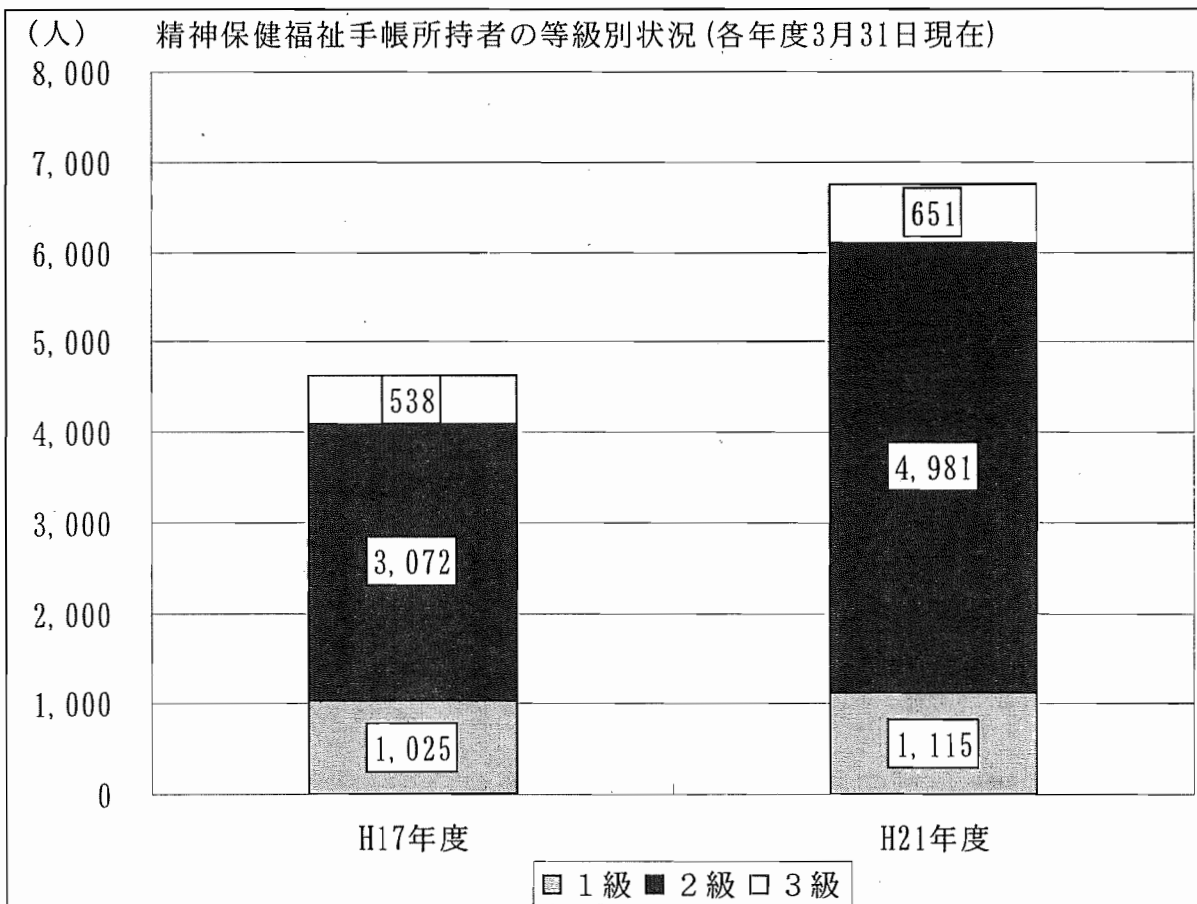
(4) 精神障害のある人の現状

精神保健福祉手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、6,747人となっており、4年前(平成17年度)に比べ2,112人(45.6パーセント)増加しています。

等級別にみると、2級の占める割合が73.8パーセントとなっています。4年前と比べると、2級の人が1,909人(62.1パーセント)増加しています。

●精神保健福祉手帳所持者の等級別状況(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
1 級	1,025	22.1	1,115	16.5	+ 8.8
2 級	3,072	66.3	4,981	73.8	+62.1
3 級	538	11.6	651	9.7	+21.0
合 計	4,635	100.0	6,747	100.0	+45.6



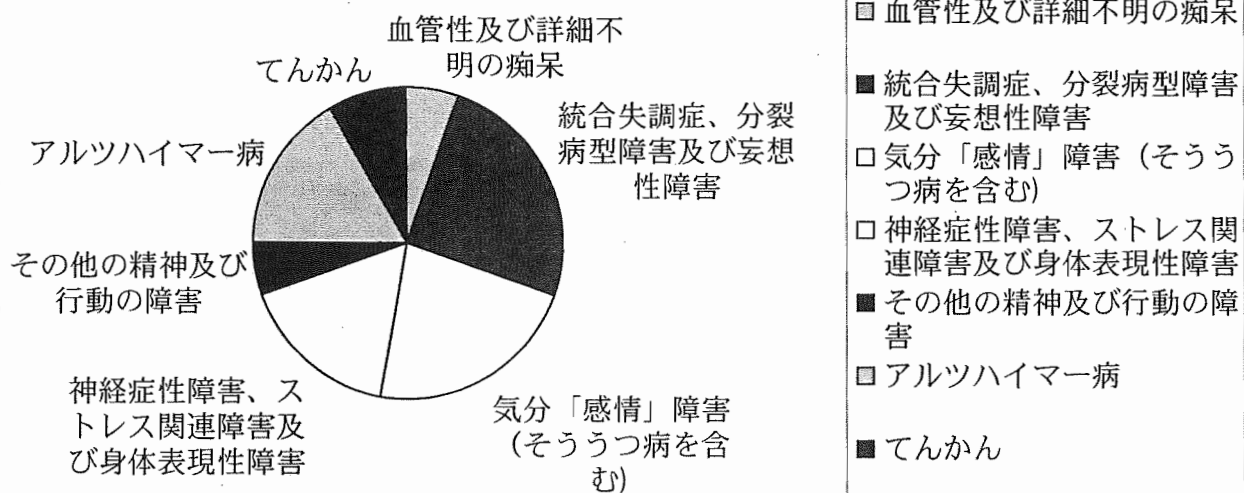
平成20年の厚生労働省の患者調査を基に県内の患者を推計すると約36,000人となります。

●患者調査

(単位：人)

区 分	平成20年
血管性及び詳細不明の痴呆	2,000
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	9,000
気分「感情」障害（そううつ病を含む）	8,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	6,000
その他の精神及び行動の障害	2,000
アルツハイマー病	6,000
てんかん	3,000
精 神 疾 患 計	36,000

患者調査の内訳



(5) 難病患者の現状

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患されている人で、病態など一定の基準を満たす人に対しては、原因の究明と治療法開発のため、特定疾患医療受給者証を交付し、医療費の公費負担を行っています。

特定疾患医療受給者証を所持している人は、平成22年3月31日現在、13,352人となっており、4年前（平成17年度）に比べ2,351人（21.4パーセント）、12年前（平成9年度）に比べ5,355人（67.0パーセント）増加しています。

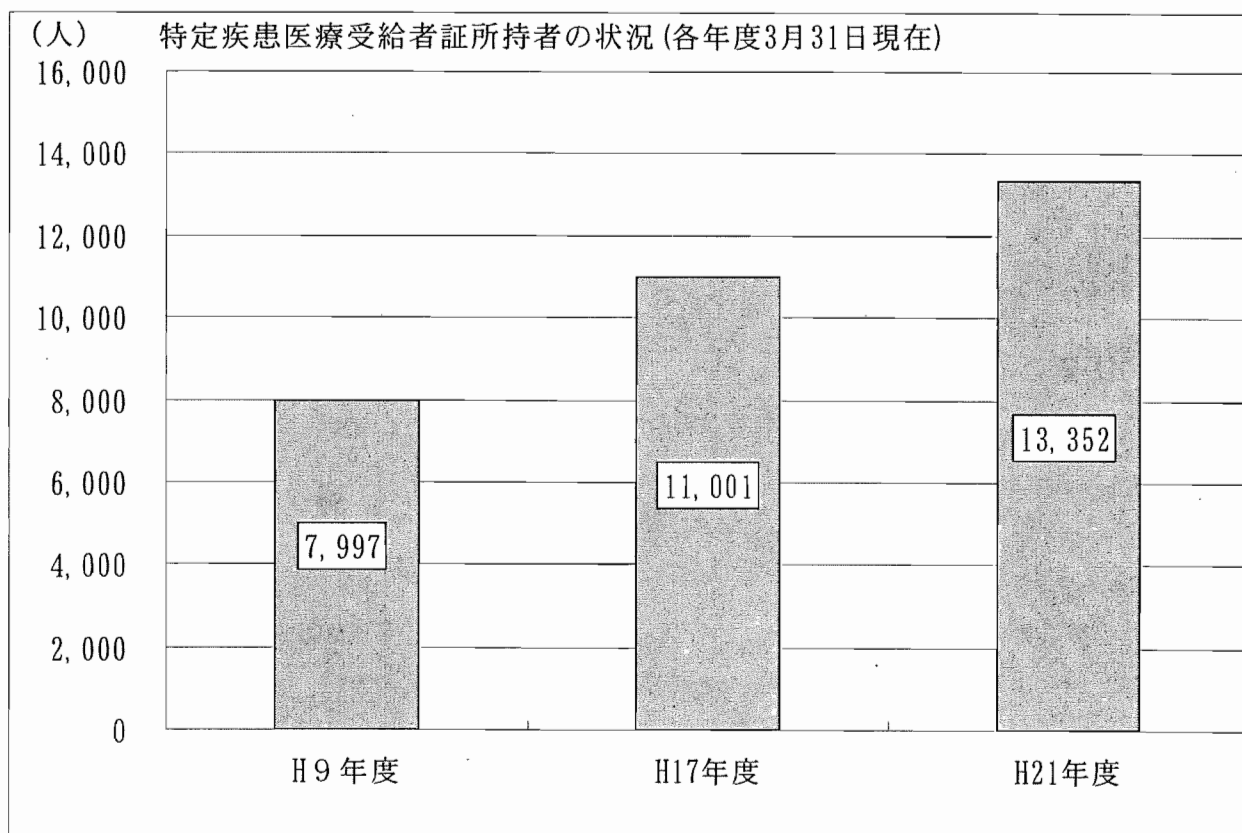
対象疾患は、平成22年3月31日現在、56疾患となっており、4年前（平成17年度）に比べ11疾患、12年前（平成9年度）に比べ17疾患追加されています。

●特定疾患医療受給者証所持者の状況（各年度3月31日現在）

疾患名	適用年月	平成9年度	平成17年度		平成21年度	
		(人)	(人)	H9対比(%)	(人)	H9対比(%)
1. ベーチェット病	S47.4	325	321	-1.2	309	-4.9
2. 多発性硬化症	S48.4	117	159	+35.9	187	+59.8
3. 重症筋無力症	S47.4	186	264	+41.9	326	+75.3
4. 全身性エリテマトーデス	"	691	781	+13.0	841	+21.7
5. スモン	"	161	205	+27.3	192	+19.3
6. 再生不良性貧血	S48.4	174	182	+4.6	160	-8.0
7. カロイトーシス	S49.10	286	277	-3.1	303	+5.9
8. 筋萎縮性側索硬化症	"	92	130	+41.3	131	+42.4
9. 強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	"	557	742	+33.2	803	+44.2
10. 特発性血小板減少性紫斑病	"	490	452	-7.8	391	-20.2
11. 結節性動脈周囲炎	S50.10	60	106	+76.7	195	+225.0
12. 潰瘍性大腸炎	"	940	1,474	+56.8	1,977	+110.3
13. 大動脈炎症候群	"	86	86	±0.0	99	+15.1
14. ビュルガー病	"	214	186	-13.1	160	-25.2
15. 天疱瘡	"	81	78	-3.7	82	+1.2
16. 脊髄小脳変性症	S51.10	260	307	+18.1	396	+52.3
17. クロン病	"	325	473	+45.5	581	+78.8
18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	"	26	3	-88.5	3	-88.5
19. 悪性関節リュウマチ	S52.10	84	66	-21.4	69	-17.9
20. パーキンソン病関連疾患	S53.10	905	1,619	+78.9	2,220	+145.3

疾患名	適用年月	平成9年度	平成17年度		平成21年度	
		(人)	(人)	H9対比(%)	(人)	H9対比(%)
21. アミロイドーシス	S54. 10	21	18	-14. 2	25	+19. 0
22. 後縦靭帯骨化症	S55. 12	639	780	+22. 1	806	+26. 1
23. ハンチントン病	S56. 10	20	19	-5. 0	15	-25. 0
24. モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	S57. 10	121	207	+71. 1	269	+122. 3
25. ウェゲナー肉芽腫症	S59. 10	9	26	+188. 9	33	+266. 7
26. 特発性拡張型(うつ血型)心筋症	S60. 1	202	412	+104. 0	557	+175. 7
27. 多系統萎縮症	S61. 1	5	161	+3120. 0	207	+4040. 0
28. 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	S62. 1	7	5	-28. 6	4	-42. 9
29. 膿疱性乾癬	S63. 1	21	22	+4. 8	28	+33. 3
30. 広範脊柱管狭窄症	S64. 1	97	165	+70. 1	183	+88. 7
31. 原発性胆汁性肝硬変	H2. 1	227	313	+37. 9	424	+86. 8
32. 重症急性膵炎	H3. 1	34	34	±0. 0	29	-14. 7
33. 特発性大腿骨頭壊死症	H4. 1	184	303	+64. 7	384	+108. 7
34. 混合性結合組織病	H5. 1	66	126	+90. 9	140	+112. 1
35. 原発性免疫不全症候群	H6. 1	15	15	±0. 0	21	+40. 0
36. 特発性間質性肺炎	H7. 1	31	62	+100. 0	99	+219. 4
37. 網膜色素変性症	H8. 1	232	322	+38. 8	370	+59. 5
38. プリオン病	H14. 6	4	3	-25. 0	9	+125. 0
39. 肺動脈性肺高血圧症	H10. 1	2	18	+800. 0	32	+1500. 0
40. 神経線維腫症	H10. 5		42		51	
41. 亜急性硬化性全脳炎	H10. 12		3		5	
42. バット・キリ症候群	"		4		7	
43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	"		19		20	
44. ライツェム病(ファブリー病を含む)	H13. 5		5		10	
45. 副腎白質ジストロフィー	H12. 4		6		8	

疾患名	適用年月	平成9年度	平成17年度		平成21年度	
		(人)	(人)	H9対比(%)	(人)	H9対比(%)
46. 家族性高コレステロール血症(耗接合体)	H21.10				2	
47. 脊髄性筋萎縮症	"				7	
48. 球脊髄性筋萎縮症	"				8	
49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	"				20	
50. 肥大型心筋症	"				11	
51. 拘束型心筋症	"				—	
52. ミトコンドリア病	"				2	
53. リンパ管筋腫症(LAM)	"				2	
54. 重症多形滲出性紅斑(急性期)	"				1	
55. 黄色靭帯骨化症	"				5	
56. 間脳下垂体機能障害	"				133	
計		7,997	11,001		13,352	



(6) 本計画における障害のある人（障害者）の定義

障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています。

一方、平成16年の同法の改正に当たっては、参議院において「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。」という附帯決議がなされています。

こうしたことから、この計画における「障害のある人（障害者）」には、障害者基本法第2条に定める方々のほか、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する」方々並びに「難病に起因する身体及び精神上の障害を有する」方々であって、「継続的に生活上の支障がある」方々も含まれます。

なお、第2章「施策の展開」及び第3章「事業一覧」の具体的事業の対象となる障害のある人（障害者）については、それぞれの事業の根拠となる法令等の規定により、その範囲が定められます。

VI 障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法へ

平成15年度から、障害のある人に対する福祉サービスの提供は、行政が決定する措置制度から、利用者自らが選択し契約して利用する利用者本位の制度である支援費制度になりました。(児童福祉施設への入所措置及び精神障害者福祉サービスは支援費制度の対象外でした。)

支援費制度により、サービスの利用者数、事業数及びサービス量とも急激に増加するにつれて、地域での自立した生活への機運が高まりました。

一方、サービス利用者のための基準が未整備であること、障害のある人の就労が進まないこと、財源問題からの地域格差が生じたことがあることなど、さまざまな問題も顕在化しました。

このことから、障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の促進を図ることを目指して「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。

同法においては、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとのサービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや、国の財源責任の強化を通じて、安定的な制度の構築が図られました。

しかしながら、あまりにも制度改正が性急であったため、障害のある人、家族及び事業者の不安や不満が多く寄せられ、法自体に対する強い批判につながりました。

国においては、こうした不安や不満に対し、度重なる対策を講ずるとともに、法施行3年後の見直しにより法改正をめざしましたが、改正案は廃案になりました。

平成21年9月の政権交代により、障害者自立支援法を廃止し、これに代わる新法を制定することとされました。平成22年6月29日の閣議決定により、障害者総合福祉法(仮称)の平成24年の法案提出と平成25年8月までの施行が方向付けられました。具体的な内容については、さらに検討が進められています。

こうした社会情勢の変化はあるものの、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指し、障害のある人がニーズに応じたサービスを選択できるよう、社会資源の充実に向けて取り組む必要があります。

(2) 地域生活への移行

障害のある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において自らが暮らし方や受けるサービスを選択しながら生活したいという障害のある人が増えており、加えて、入所施設等の生活から地域の生活を求めるニーズが一層顕在化しています。本県でもそれに対応できる地域福祉サービスの充実並びに住宅及び就労の場の確保、移動支援、情報アクセスの保障等が急務となっています。

そこで、障害のある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を提供するとともに、一人ひとりの相談に的確に応じ、適切なサービスを総合的に調整する相談支援の一層の充実が必要です。

また、障害のある人の増加及び高齢化、障害の重度化及び重複化が進行する中、こうした状況に対応し、障害のある人が安心して安全に生活できる施策の充実が必要となっています。

加えて、障害のある人が社会的に自立し、その適性と能力に応じて可能性を十分に発揮した生活を送ることができるよう、乳幼児期から学校卒業後にわたり、一貫して計画的な教育や療育を行うことが必要となります。

さらに、学校卒業後、障害のある人が職業を通じて社会活動に参加して活躍できるよう、労働関係機関、教育、保健及び福祉関係機関の連携強化等により、一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。

そして、すべての人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。

(3) 社会全体の意識の変化

障害のある人の自立と社会経済活動への主体的な参加意識が強まる一方で、ノーマライゼーションの理念が徐々に浸透しつつありますが、障害のある人が社会の一員として共に生活するためには、心のバリアフリーを推進することが必要です。

このため、県民、行政、企業、NPO法人及びボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図っていくとともに、公共サービス提供事業者等に対する障害のある人への理解の促進と、学校教育、社会教育における障害についての正しい理解を深めるためさらなる内容の充実が求められています。

さらには、障害のある人自身も社会の構成員としての役割を担うことが一層求められてきています。

また、障害のある人もない人も共に活動することについて、NPO法人やボランティアの活動に対する理解を深め、活動を活発化させるとともに、障害のある人のボランティア活動や文化活動への参加等、社会参加・参画を支援する必要があります。

加えて、様々なレベルの行政施策に障害のある人の意見を十分反映されるようにするためのシステムを構築する必要があります。

(4) 市町村の役割の重要性

障害のある人に対する保健福祉サービス、とりわけ地域生活を支えるサービスについては、その実施主体である市町村の役割が極めて重要であり、市町村がそれぞれの地域の実情にあった障害のある人のための施策の充実努めることが求められています。

VII 計画の基本理念

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、岡山県障害者長期計画の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を引き続き基本理念とします

(1) 自立の支援

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、能力を最大限発揮できる、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。
- 就労、スポーツ、文化活動、レクリエーションなどを通じて、一人ひとりの個性と可能性を活かすことができるよう、社会参加を促進します。
- 生活の質（QOL）の向上を図るため、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進めます。

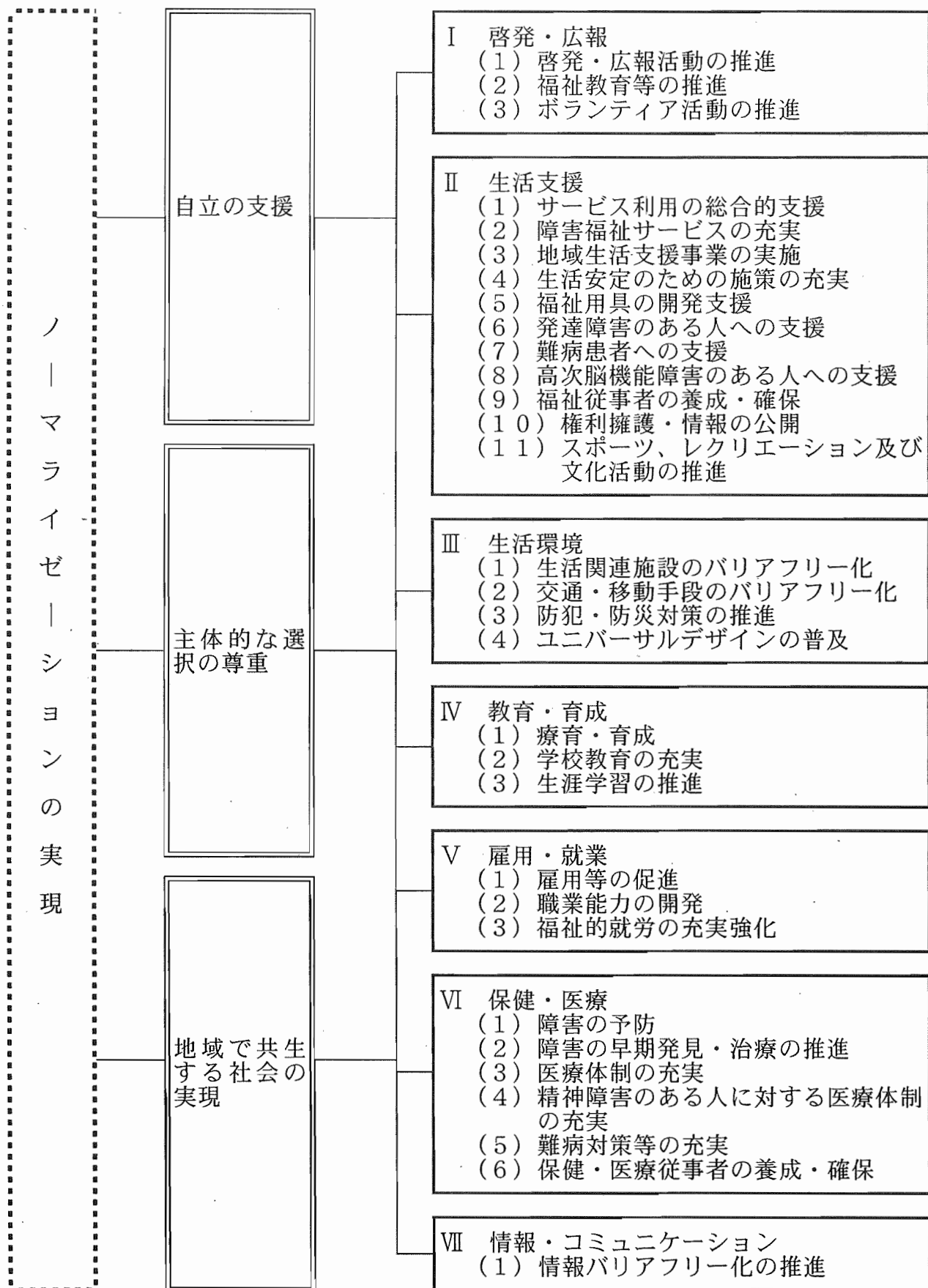
(2) 主体的な選択の尊重

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図ります。
- サービスに対する苦情解決と利用者の権利擁護を推進します。

(3) 地域で共生する社会の実現

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設等入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- 住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じて、利用することができるサービス基盤の整備を図ります。
- 安全で快適な生活ができるよう、心・情報・物の障壁を取り除くため、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図ります。

VIII 施策の体系

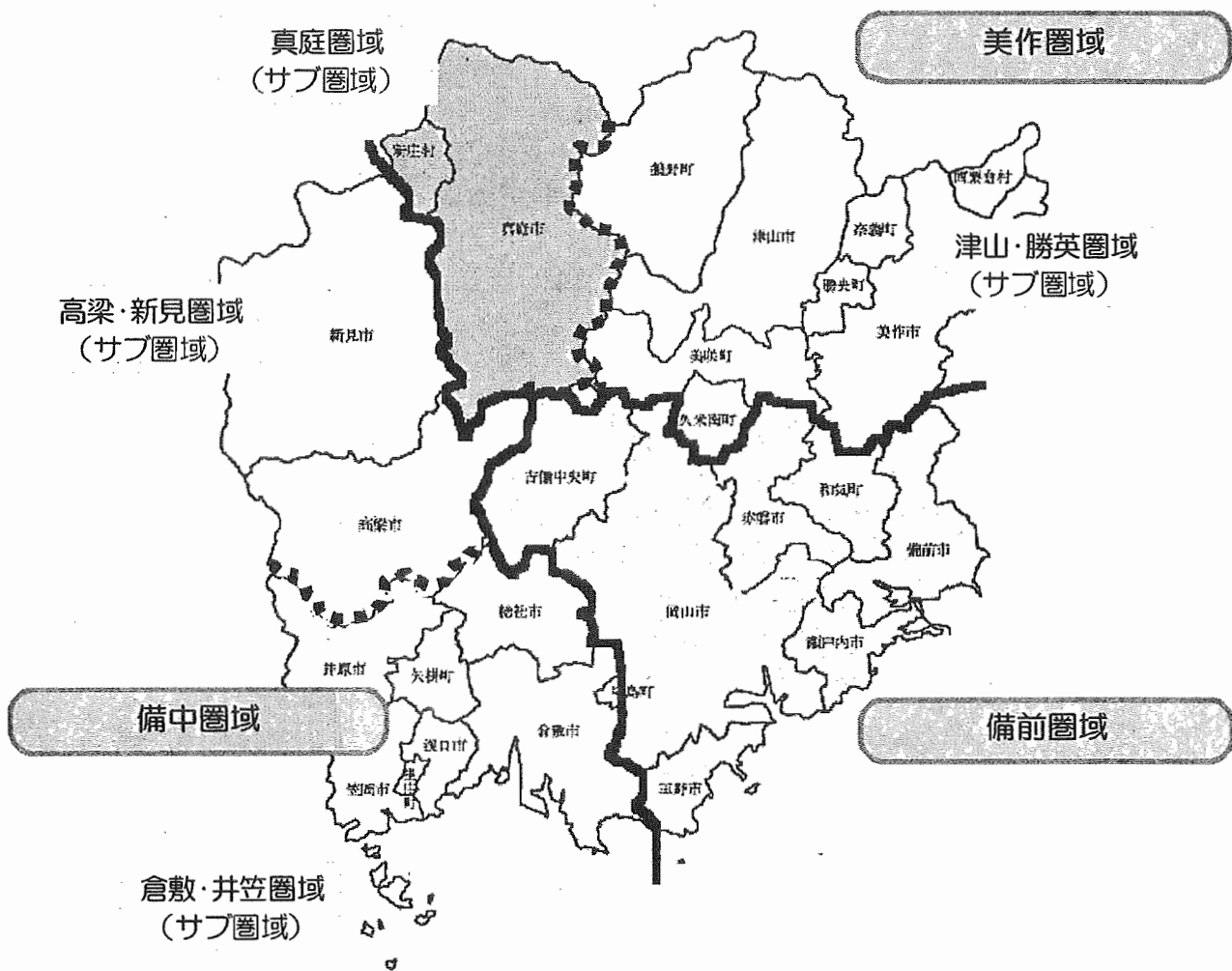


IX 障害保健福祉圏域の設定

現在の障害福祉は、障害のある人に身近な行政である市町村が、障害のある人のニーズを的確に把握した上で、主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、複数の市町村による広域的な取組が必要な場合もあります。

そこで、県内に「備前」・「備中」・「美作」の3つの障害保健福祉圏域を設定し、広域的なサービス提供網の構築を図ります。

また、「岡山県保健医療計画」の二次医療圏が5圏域に分かれていることを考慮して、備中圏域に「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」を、美作圏域に「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を設けます。



圏 域 名	構 成 市 町 村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠サブ圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見サブ圏域	高梁市、新見市
真庭サブ圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英サブ圏域	津山市、美作市、鏡野町、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村

第2章 施策の展開

I 啓発・広報

<基本的な考え方>

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する県民理解を促進するため、幅広い県民の参加による啓発活動を推進し、人権尊重社会の実現を目指します。

また、障害のある人となない人が、学校や地域において日常生活を通じて、ふれあい・交流を行うことは、障害についての相互理解を深め、思いやりの心をはぐくむうえで極めて重要であるため、交流の場の充実に努めます。

さらに、障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援が大きな役割を果たしており、学校教育や地域生活など幅広い分野において、ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、県民、関係団体、企業等が各種のボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。

<現状と課題>

【啓発・広報活動の推進】

- 障害者基本法には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが法律の基本的理念として明示されていますが、平成22年3月に実施した第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に関する県民意識調査では、このことを「知っている」と答えた人が9%、「詳しい内容は知らないが、改正されたことは聞いたことがある」と答えた人が34.4%となっています。これに対し、「知らない」と答えた人が53.8%と過半数を占めています。また、「世の中には、障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別があると思いますか」という問いに対して、「あると思う」と答えた人が52.5%、「少しはあると思う」と答えた人が34.4%となっており、8割超の人が偏見や差別が「ある」又は「少しはある」と思っています。（※以下、上記調査を「県民アンケート」と略称で表記します。）
- また、同時に実施した障害のある人を対象としたアンケートでは、障害のある人に関して、現在、起きている人権問題として、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」が、いずれの障害においても最も高い割合を占めており、身体障害のある人の44.8%、知的障害のある人の49.4%、精神保健福祉に関する調査（在宅者調査）の回答者の53.8%、精神保健福祉に関する調査（入院患者調査）の回答者の35.4%となっています。（※以下、上記の各アンケートの回答者を「身体」、「知的」、「精神在宅」、「精神入院」と略称で表記します。）

- 一方、県民アンケート調査では、「障害者週間を中心とした障害のある人に対する理解を深めるための行事や催しに参加してみたいと思いますか」との問いに対し、「ぜひ参加したい」3.7%、「機会があれば参加したい」65.9%と7割超の人が「ぜひ参加したい」・「機会があれば参加したい」と回答しています。
- これらのことから、障害及び障害のある人に関する県民の正しい理解を普及するための啓発活動をより一層進めていく必要があります。
- 県民アンケートでは、「発達障害について社会の理解は深まっていると思いますか」という問いに対して、「深まっていると思う」3.7%、「どちらかといえば深まっていると思う」32.8%と肯定意見が36.5%であったのに対し、「どちらかといえば深まっているとは思わない」23.7%、「深まっているとは思わない」20.1%と否定意見が43.8%を占めており、否定意見が肯定意見を上回っています。
- このことから、発達障害に対する正しい理解と認識について、広く啓発を進めていく必要があります。また、難病、高次脳機能障害など一般的にはまだなじみが薄いと思われる障害についても同様に啓発を進めていく必要があります。
- 幼稚園、小・中・高等学校等の教職員は、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深めることが必要です。

【福祉教育等の推進】

- 県民アンケートでは、障害のある人との交流の有無について、「障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか」との問いに対し、「ある」73.6%、「ない」26.1%となっていますが、「ない」理由として、「たまたま機会がなかったから」が62.8%と最も多くなっています。
- また、障害のある人を対象としたアンケートでは、地域活動への参加意向について、「参加してみたいと思う行事や活動はありますか」との問いに対し、「趣味などのサークル活動」（身体32.1%、知的22.3%、精神在宅24.4%）、「清掃などのボランティア活動」（身体22.7%、知的23.0%、精神在宅30.8%）などの回答が多くなっており、新たな交流の場として、さまざまな行事や活動の機会を創設することが求められています。
- 平成16年6月に改正された障害者基本法に基づき、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」を積極的に推進し、相互理解の促進を図っていく必要があります。また、このことを通じて、障害のある児童生徒の体験を広げ、積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくんでいく必要があります。

- 保健福祉施設等でのふれあい・介護体験等は、施設に入所・通所している障害のある人への理解を深めたり、お互いが交流を進める上で重要な体験となるので、さらに推進していく必要があります。

【ボランティア活動の推進】

- 障害のある人の意思の伝達、情報の確保など生活を多面的に支えるボランティア活動は、次第に広がってきており、県民の関心は高まってきていますが、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない方もいます。そのような方々を参加に結びつける機会の提供が求められています。
- 現在、県内に配置されている4, 297名の民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域内の実情を把握するための社会調査や、相談活動、各種福祉情報の提供等の個別援助活動を行っており、障害のある人が地域で生活していく上で大きな役割を担っています。

<重点施策と主要事業>

(1) 啓発・広報活動の推進

- ① 高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。
- ② 「障害者週間（12月3日～9日）」を中心に、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。
- ③ 特別支援教育（発達障害を含む）に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。
- ④ 知的障害のある人への社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者の製作した作品の展示などを行う福祉展を開催します。
- ⑤ 県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品を展示することにより、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。
- ⑥ 県の広報メディアを利用して、発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。

- 心のバリアフリー支援事業（障害福祉課）
- 障害者週間の普及啓発（障害福祉課）
- 障害のある児童生徒への理解の促進（教育庁特別支援教育課）
- ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催（障害福祉課）
- ところをつなぐ作品展（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報提供（障害福祉課・医薬安全課・健康推進課）

（2）福祉教育等の推進

- ① 障害のある児童生徒の体験を広げ積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校の幼児児童生徒との交流、地域の人々との活動、特別支援学級と通常学級の児童生徒との学習活動など、交流及び共同学習を推進します。
- ② 保健福祉施設等において、障害のある人と地域との交流を推進します。
- ③ 岡山県健康の森学園において、知的障害のある人と地域との交流を促進します。

- 交流及び共同学習の推進（教育庁特別支援教育課）
- 地域との交流活動の推進（障害福祉課）
- 健康の森学園交流促進事業（障害福祉課）

（3）ボランティア活動の推進

- ① 手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など障害の特性に合ったボランティアの養成を図ります。
- ② 県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティアの森・NPOの森」などを通じて、ボランティアやNPO活動に関する各種情報提供を行い、潜在化しているボランティアニーズの掘り起こしや県民のボランティア活動への積極的な参加を図ります。
- ③ 県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」を運営します。

- ④ 視覚障害のある人のボランティア活動の拠点として、「岡山県視覚障害者センター」を運営します。
- ⑤ 聴覚障害のある人のボランティア活動の拠点として、「岡山県聴覚障害者センター」を運営します。
- ⑥ 障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズにあった福祉サービスについての助言や専門の相談機関を紹介したりするなど、民生委員・児童委員による支援活動を推進します。

- 各種ボランティアの養成（障害福祉課）
- 「おかやまボランティア・NPOの森」を通じた情報提供（保健福祉課）
- ボランティア活動の総合的拠点施設の運営（保健福祉課）
- 岡山県視覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 岡山県聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 民生委員・児童委員活動の推進（保健福祉課）

Ⅱ 生活支援

＜基本的な考え方＞

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスを提供する基盤の整備を進めます。また、障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な障害のある人が、人権や財産等を侵害されることのないよう、その権利を守る体制などの充実を図ります。

＜現状と課題＞

【サービス利用の総合的支援】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、現在「親・兄弟」とくらしている方や「入所型の施設」でくらしている方が、将来、自立して生活するのに必要なこととして、「困ったときにいつでも相談できる体制」を望んでいる人が、いずれの障害においても高い割合を占めており、身体36.2%、知的44.0%、精神在宅58.3%となっています。
- このため、障害のある人の自立と社会参加を支援するため、総合的な相談・支援体制をさらに充実させることが必要です。
- 障害のある人からの相談に応じる相談支援従事者等の養成と資質の向上を図ることが必要です。
- 障害福祉サービスの質の向上のためには、事業者自らが提供するサービスを自己評価するとともに、第三者が客観的にサービス内容を評価することが重要です。
- 精神保健福祉については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推進するため、精神障害のある人本人の意向を尊重し、退院可能な精神障害のある人が地域へ移行できるよう支援していく必要があります。

【障害福祉サービスの充実】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、自立して生活するのに必要なこととして、「ホームヘルプなどの居宅サービス」を望んでいる人が、身体24.6%、知的25.7%、精神在宅15.0%となっており、とりわけ、身体障害のある人と知的障害のある人において、高い割合となっています。

- このことから、障害のある人が自立し、地域社会で生活するためには、生活の場や日中活動の場とともに、生活環境や障害の状態に応じて利用できる多様なサービスの確保が必要であり、本計画の実施計画である「岡山県障害福祉計画」と相まって、地域の実情に応じた多様なサービス基盤の整備を計画的に推進する必要があります。

【地域生活支援事業の実施】

- 障害のある人の地域生活を支える事業として、相談支援事業や人材育成事業などを積極的に推進していく必要があります。

【生活安定のための施策の充実】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「暮らしやすくするために必要なこと」について、いずれの障害においても「年金・手当など経済的支援の充実」が高い割合を占めており、身体30.5%、知的38.4%、精神在宅47.4%、精神入院31.0%となっています。
- このため、障害のある人が自立して安定した生活を維持していくためには、生活の基盤となる雇用の確保のほか、年金制度を基本とする所得保障の充実が重要です。

【福祉用具の開発支援】

- 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者ニーズを反映した福祉用具が開発されることが望まれており、その取組を支援していく必要があります。

【発達障害のある人への支援】

- 発達障害のある人が、乳幼児期からのライフサイクルに合わせた一貫した発達支援が受けられるよう、支援体制の整備を推進する必要があります。

【難病患者への支援】

- 難病患者の方の安定した療養生活の確保や、生活の質（QOL）の向上のための施策が必要です。

【高次脳機能障害のある人への支援】

- 高次脳機能障害のある人について、公的制度の狭間に取り残されることがないように、施策を講じる必要があります。

【福祉従事者の養成・確保】

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、専門知識・技術を有する福祉従事者の育成と確保を図る必要があります。

【権利擁護・情報の公開】

- 障害のある人が自ら選んだ事業者と契約し、サービスを利用するという仕組みのもとで、適切なサービスを利用することができるよう利用手続を支援し、また、苦情解決体制を充実させるなど、利用者を保護する体制を整える必要があります。

【スポーツ、レクリエーション及び文化活動】

- スポーツ、レクリエーション及び文化活動は、障害のある人が心豊かな社会生活を送る上で、大きな役割を果たします。
- とりわけ、スポーツは、誰もが日常生活の中で楽しむことができるスポーツから競技性の高いスポーツまで、障害の状況に応じて、楽しみ、取り組むことができるよう、幅広く積極的に推進する必要があります。

<重点施策と主要事業>

(1) サービス利用の総合的支援

ア 総合的な支援体制の整備

- ① 市町村が設置する地域自立支援協議会が適切に機能を発揮できるよう必要な助言、支援を行うとともに、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを構築します。
- ② 障害のある人の社会参加の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害のある人のくらしと権利の相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- ③ 女性、児童、身体障害のある人及び知的障害のある人のすべてに対応できる総合的な相談支援体制を確立するため、女性相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を一体化して設置した福祉相談センターの充実を図ります。
- ④ 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関し、知識の普及を図るとともに、調査研究、相談及び指導を行う総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担います。
- ⑤ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。

- 自立支援協議会の運営（障害福祉課）
- 岡山県障害者社会参加推進センターの運営（障害福祉課）
- 福祉相談センターの充実（障害福祉課・子ども未来課）
- 精神保健福祉センターの充実（健康推進課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）

イ 相談支援従事者等の養成・資質の向上

- ① 地域における相談支援事業者の育成を図り、あわせてケアマネジメントの普及・推進、従事者の養成を行います。
- ② 事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、サービス管理責任者の養成研修を行います。

- 相談支援従事者の研修（障害福祉課）
- サービス管理責任者研修（障害福祉課）

ウ サービスの質の向上

- ① 事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。

- 福祉サービス第三者評価事業（保健福祉課）

エ 精神障害のある人の地域移行の推進

- ① 病状が安定し、条件が整えば退院可能な人に対して、地域移行推進員が保健所や市町村と連携してケアマネジメントを行いながら、退院に向けた支援を行います。
- ② 退院後の生活に不安を抱える患者、退院後間もない患者のもとなどに当事者のボランティア（ピアサポーター）を派遣するとともに、身近な支援者である市町村保健師や訪問看護師、ホームヘルパー等の研修を行い、相談・支援に係る資質の向上を図り、精神障害のある人への相談に適切に対応する体制をつくることによって、地域生活を支えています。

- ③ 精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度の活用を促進するとともに、家賃保証料の一部を助成します。

- 基幹型地域生活支援センター事業（健康推進課）
- 入院患者社会復帰促進事業（健康推進課）
- 24時間電話相談事業（健康推進課）
- ホステル事業（健康推進課）
- 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業（健康推進課）
- 地域・病院交流事業（健康推進課）
- 試験外泊事業（健康推進課）
- 障害者地域移行促進強化事業（健康推進課）
- ピアサポーター派遣事業（健康推進課）

(2) 障害福祉サービスの充実

ア 訪問系サービスの充実

- ① 県内どこでも必要な訪問系サービスを利用できることを目指して、ホームヘルプサービスなどの基盤整備を促進していきます。

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）（障害福祉課）
- 重度訪問介護（障害福祉課）
- 行動援護（障害福祉課）
- 重度障害者等包括支援（障害福祉課）

イ 日中活動系サービスの充実

- ① 障害のある人が希望する日中活動系サービスを受けられることを目指して、事業所の整備などの基盤整備を促進していきます。

- 生活介護（障害福祉課）
- 自立訓練（機能訓練）（障害福祉課）
- 自立訓練（生活訓練）（障害福祉課）
- 就労移行支援（障害福祉課）
- 就労継続支援（A型）（障害福祉課）
- 就労継続支援（B型）（障害福祉課）
- 療養介護（障害福祉課）
- 児童デイサービス（障害福祉課）
- 短期入所（ショートステイ）（障害福祉課）

ウ 居住系サービスの充実

- ① 障害のある人本人の意向を尊重しつつ、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくため、地域における生活の場としてグループホーム、ケアホームなどの居住基盤の整備を図ります。
- ② 入所系の施設については、旧法施設の新体系サービスへの移行を円滑に進めるとともに、真に施設入所支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、入所定員を適正に維持していきます。

- グループホーム（共同生活援助）（障害福祉課）
- ケアホーム（共同生活介護）（障害福祉課）
- 施設入所支援（障害福祉課）

（3）地域生活支援事業の実施

- ① 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が事業主体となって、相談支援事業、移動支援事業や地域活動支援センター事業など、地域の実情に応じて必要な事業を行います。
- ② 発達障害者支援センター運営事業や各種養成研修事業など広域の見地から必要な事業については、県が実施主体となって行います。
- ③ 日常生活における障害を補うため、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し、貸与します。

- 市町村が行う地域生活支援事業（障害福祉課）
- 県が行う地域生活支援事業（障害福祉課）
- 身体障害者補助犬育成事業（障害福祉課）

（4）生活安定のための施策の推進

- ① 障害のある人の所得保障としては、公的年金制度及び特別障害者手当等の各種手当制度のほか、保護者なき後の生活の安定を図る制度としての心身障害者扶養共済制度などがありますが、これらの制度の周知や適切な運用を進めます。

- ② 障害のある人の医療費の負担軽減を図るため、自立支援医療費の支給や心身障害者医療費公費負担制度などの適切な運用を進めます。
- ③ 障害のある人の社会参加等に要する経済的負担を軽減するため、所得税・住民税の所得控除や自動車税・自動車取得税などの税の減免の適切な運用について、関係機関、広報媒体を通じ、制度の周知徹底を図ります。
- ④ 障害の状態から補装具を必要とする人を対象に、特定の補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給します。
- ⑤ 障害のある人などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金の効果的な活用を進め、障害のある人の就業機会の拡大、雇用の促進並びに社会活動への参加促進等を図ります。

- 特別児童扶養手当の支給（障害福祉課）
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給、経過的福祉手当の支給（障害福祉課）
- 心身障害者扶養共済制度（障害福祉課）
- 身体障害のある人に対する自立支援医療（更生医療）費の支給（障害福祉課）
- 身体障害のある子どもに対する自立支援医療（育成医療）費の支給（医薬安全課）
- 精神障害者に対する措置入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）費の支給（健康推進課）
- 心身障害者医療費公費負担制度（障害福祉課）
- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）
- 自動車税、自動車取得税の課税免除又は減免（税務課）
- 生活福祉資金の利用促進（障害福祉課）
- 補装具費の支給（障害福祉課）

（5）福祉用具の開発支援

- ① 利用者ニーズを反映した福祉用具の開発、商品化を支援する産官学民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、より使いやすい福祉用具の開発と普及を支援し、利用者利便性の向上を図ります。

- 「ハートフルビジネスおかやま」の活動支援（産業振興課）

(6) 発達障害のある人への支援

- ① 県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により発達障害のある人に対する総合的な支援を図ります。
- ② 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害に係る早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の連携、発達障害の理解の促進方法等、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実に図ります。
- ③ 発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図る市町村に対して、支援を行います。

- 発達障害者支援センターの運営（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）
- 市町村支援体制整備事業（障害福祉課）

(7) 難病患者への支援

- ① 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究事業に基づき、医療費の自己負担分について公費負担を行います。
- ② 難病患者の家庭等にホームヘルパー等を派遣して行う入浴等の介護、家事援助等や、ショートステイ、日常生活用具の給付を行う難病患者等居宅生活支援事業の充実等により、難病患者の支援を行います。
- ③ 難病患者等の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関とも連携しながら、在宅難病患者に対する訪問相談等を行います。
- ④ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。【再掲】

- ⑤ 緊急時（災害時）には、平成22年度に策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードを難病患者に配付することで、防災意識の高揚を図ります。
- ⑥ 重症難病患者の一時的な入院を推進することにより、最も身近で介護している家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。

- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 難病患者等居宅生活支援事業（医薬安全課）
- 訪問相談事業（医薬安全課）
- 医療福祉相談事業（医薬安全課）
- 訪問指導事業（医薬安全課）
- 在宅難病患者・家族の集い事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）【再掲】
- マニュアルの策定（医薬安全課）
- 在宅重症難病患者一時入院事業（医薬安全課）

（8）高次脳機能障害のある人への支援

- ① 高次脳機能障害のある人への支援を行うために支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修等を通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備及び支援の普及を行います。

- 高次脳機能障害支援普及事業（健康推進課）

（9）福祉従事者の養成・確保

- ① 社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うため岡山県社会福祉協議会に設置した岡山県福祉人材センターの機能を充実し、社会福祉従事者の確保と資質の向上に努めます。
- ② 障害のある人の外出時の移動を支援するガイドヘルパーなどの人材確保に努めます。

- ③ 介護を必要とする人が安心して介護サービスを利用できる環境を整備するため、介護人材の確保に努めます。

- 福祉・介護人材の育成・資質の向上（保健福祉課）
- 外出介護従業者（ガイドヘルパー）の養成（障害福祉課）
- 行動援護従事者の養成（障害福祉課）
- 介護福祉士等修学資金貸与事業（保健福祉課）
- 福祉・介護人材確保緊急支援事業（保健福祉課）

（10）権利擁護の推進・情報の公開

- ① 障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の充実により、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行います。
- ② 判断能力が十分でない障害のある人にとっては、財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難である場合があるため、自己決定の尊重と本人保護を目的として、成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 岡山県障害者社会参加推進センターに常設窓口を設け、障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応します。
- ④ 福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の選択を助けるために、第三者評価事業を実施します。
- ⑤ 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう指導するとともに、サービス事業者で解決できない場合等には、岡山県社会福祉協議会に設置する「運営適正化委員会」において解決に努めます。
- ⑥ 社会福祉施設等の情報を利用者等がワンストップで収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を収集したポータルサイトを運営します。

- 日常生活自立支援事業の利用促進（保健福祉課）
- 成年後見制度の利用支援（障害福祉課）
- 障害者のくらしと権利の相談事業（障害福祉課）
- 福祉サービス第三者評価事業（保健福祉課）
- 福祉サービスに関する苦情の解決（保健福祉課）
- おかやま福祉ナビ（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営（保健福祉課）

(11) スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

- ① 各種スポーツ教室や大会の開催、全国大会への選手派遣を行うとともに、障害者スポーツ団体の育成や専門知識を持った指導者の養成、競技選手の強化を行うほか、ボランティアの輪を広げるなど、障害のある人一人ひとりがそれぞれの体力や興味、目的などに応じてスポーツに親しめる環境整備を図ります。
- ② 障害のある人が、旅行、観光、娯楽などにより充実したレクリエーション活動を楽しむことができるように、県内の情報を集約して、県のホームページで公表するなど、情報提供の充実を図ります。
- ③ 必要な時にガイドヘルパー（外出介護従業者）の派遣ができるように人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。
- ④ 障害のある人が、絵画、音楽、工芸、文芸など多彩な趣味を持つことは、豊かな感性を引き出したり、交流の拡大、生きがい、生活の充実につながることから、「ゆうあい福祉展」や「こころをつなぐ作品展」の開催など、障害のある人の文化・芸術活動の振興を促進します。

- 県障害者スポーツ大会の開催（障害福祉課）
- 全国障害者スポーツ大会への選手派遣（障害福祉課）
- 障害者スポーツ指導員の養成（障害福祉課）
- 障害者スポーツ教室の開催（障害福祉課）
- バリアフリー情報の提供（障害福祉課）
- 移動支援事業者情報提供事業（障害福祉課）
- ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催（障害福祉課）
- こころをつなぐ作品展（教育庁特別支援教育課）【再掲】

Ⅲ 生活環境

<基本的な考え方>

障害の有無に関わらず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、適切な防犯対策や防災対策を適切に講じるとともに、犯罪や災害の発生を想定した支援体制等の一層の充実に努めます。

さらに進めて、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方が、真に県民に身近なものとして定着し、まちづくりやものづくり、情報・サービスの提供など、生活のあらゆる面において県内に広く行き渡り、誰もが暮らしやすく、活動しやすいUDマインドが浸透した社会の実現を目指します。

<現状と課題>

【生活関連施設のバリアフリー化】

- 身体障害のある人を対象としたアンケートでは、「住宅で改良が必要な箇所」について、「特に改良の必要はない」とする人も多い（33.1%）ものの、「段差の解消」30.4%、「風呂の改善」25.9%、「手すりの設置」24.2%などが高い割合を占めており、住宅のバリアフリー化が望まれています。
- 障害のある人や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、公共・民間施設のバリアフリー化をより推進していく必要があります。
- 公営住宅において、障害のある人や高齢者向けの住宅建設、設備の改善に取り組む必要があります。また、既存公共施設を含む公共施設の環境改善を実施し、施設のバリアフリー化の状況を情報提供する必要があります。
- 民間の生活関連施設については、福祉のまちづくり条例に基づいて、指導・助言を行い、障害のある人等が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進する必要があります。
- 障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい施設整備を図るため、あらかじめ障害のある人等の意見を聴きながら、施設の設計を進めることが重要です。

【交通・移動手段のバリアフリー化】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「外出するために必要なこと」について、「福祉タクシーなどによる送迎サービス」（身体33.1%、知的23.0%）、「鉄道・バスなどの交通機関が使いやすくなること」（身体28.5%、知的24.8%）、「外出時の介助・ガイド」（知的39.6%）、「外出時のコミュニケーション支援」（知的27.0%）などが高い割合を占めており、交通・移動手段のバリアフリー化が望まれています。
- 同様に、「暮らしやすくするために必要なこと」について、「移動手段の確保」（身体16.3%、知的14.8%）及び「わかりやすい案内・段差解消などまちのバリアフリーの充実」（身体14.3%）が高い割合を占めています。
- このため、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）及びバリアフリー化に関する各種ガイドライン等により、ユニバーサルデザインにも配慮しながら、交通・移動手段のバリアフリー化を推進する必要があります。

【防犯・防災対策の推進】

- 障害のある人をはじめとした県民の安全・安心を確保するため、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）」に基づき、関係機関と連携し、犯罪に強い、まちづくりを推進していく必要があります。
- 障害のある人を対象としたアンケートでは、災害時の対応について、「火事・地震・台風などの災害が発生したときに、一人で避難できますか」という問いに対して、「一人で避難できる」（身体36.9%、知的19.8%）、「一人では避難できない」（身体44.4%、知的61.9%）となっており、身体・知的障害のある人の多くが、災害時の不安を抱えていることが明らかになりました。
- このため、地震や風水害などの災害発生時において、障害のある人が安全に避難し、避難先で安心して生活できるように、市町村、自主防災組織、地域住民、保健福祉施設、関係団体等の連携による支援体制を整備することが重要です。

【ユニバーサルデザインの普及】

- UD社会を実現するためには、建物や設備、道路、交通機関、公園などの新設、改修といったハード面でのUDに配慮した整備と併せて、一人ひとりの個性や特徴を理解し、互いに思いやること、すなわちUDマインドを誰もが持ち、実践するというソフト面での対応が重要です。今後、高齢化や国際化がますます進展するなかで、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくためにハード、ソフト両面からのバランスが取れた取組が不可欠です。

<重点施策と主要事業>

(1) 生活関連施設のバリアフリー化

- ① 加齢や不慮の事故等により身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築等のための生活福祉資金の貸付けを行います。
- ② 本県の公営住宅は、「岡山県住生活基本計画」に基づき、障害のある人及び高齢者の生活に適切に配慮した仕様での施設の改善に取り組んでおり、今後の建替えに当たっても、すべての障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化を積極的に推進していきます。
- ③ 不特定多数の人が利用する公共的な施設については、福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）で定められる施設整備基準に基づき、建築主、設置者等に対して基準が遵守されるように、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を積極的に進めます。
- ④ 県有建築物、公園等の県有施設を新設する場合は、福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、UDの概念を踏まえ障害のある人をはじめすべての人が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。
- ⑤ 県有の既存施設については、重要度・緊急度の高いものから、段差の解消や車いすでの利用が可能なトイレの設置などバリアフリー化を図ります。
- ⑥ 公園は、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として、誰もがうるおい・やすらぎを享受できる生活空間であり、障害のある人が利用しやすい通路や便所などの園内施設の整備を進めます。
- ⑦ 利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に、施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催します。
- ⑧ これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。

- バリアフリー住宅の普及促進（障害福祉課）
- 公営住宅のバリアフリー化（住宅課）
- 公共的な施設の整備促進（建築指導課、障害福祉課）
- 県有施設の整備、改修（財産活用課）
- 公園の整備（都市計画課）
- バリアフリー相談事業（障害福祉課）

（２）交通・移動手段のバリアフリー化

- ① 道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して利用できる道づくりを進めます。
- ② 県内の市町村において、駅等の交通拠点から主要な公共施設等へのアクセス道路をバリアフリーネットワークとして選定し、歩道の段差解消等の道路上のバリア（障壁）の除去を継続的に進めます。
- ③ 視覚障害のある人に配慮した音響式信号機等の整備を進め、障害のある人の安全な通行の確保に努めます。
- ④ 福祉移送に関する事業者のネットワーク形成を支援するとともに、NPO法人の特性を活かしながら、移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスを普及し、移動制約者の外出機会の拡大をめざします。
- ⑤ 障害のある人が、安全かつ身体的負担の少ない方法で、公共交通機関を利用して移動できるよう、超低床ノンステップバスの路線バスへの導入、運行を促進します。
- ⑥ 移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。
- ⑦ 身体障害者等用駐車場を利用できる人を明確にした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図ります。

- 安心して利用できる道づくり（道路整備課、道路建設課）
- 交通安全施設等の整備（警察本部交通規制課）
- 福祉移送支援（障害福祉課）
- ノンステップバスの導入促進（障害福祉課）
- 福祉車両の普及（障害福祉課）
- ほっとパーキングおかやま利用証制度の導入（障害福祉課）

（３）防犯・防災対策の推進

- ① 暮らしの安全Web Mapや岡山県警察ももくん安心メール、交番・駐在所が実施する巡回連絡及びミニ広報紙発行等のあらゆる手段を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、障害のある人をはじめとした県民に犯罪防止啓発を行うなど支援体制を強化します。
- ② 聴覚・言語障害のある人等の事件・事故発生時の110番通報を目的に、警察本部総合通信司令室に設置されている「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。
- ③ 聴覚障害・言語障害のある人等の火災や急病等の対策として、各消防本部に働きかけ、ファックスやその他の通報手段の拡大に努めます。
- ④ 市町村と協力して、障害のある人に対して防災知識の普及啓発を行います。
- ⑤ 災害発生時に備え、県は、関係機関・団体等と連携し、市町村等による障害のある人等の支援体制の整備を促進します。
- ⑥ 保健福祉施設等での適切な防災訓練の実施を促進します。
- ⑦ 緊急時（災害時）には、平成22年度に策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードを難病患者に配付することで、防災意識の高揚を図ります。【再掲】

- 「ファックス110番」・「メール110番」の運用（警察本部通信指令課）
- 防災対策の体制整備（危機管理課、障害福祉課）
- マニュアルの策定（医薬安全課）【再掲】

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ① 多くの県民にUDの考え方を理解してもらい、定着させるために、産学官民のネットワークの運営やセミナー、体験事業などの実施により、県内全域への普及啓発に取り組みます。
- ② NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、UDの学びの場と機会を提供するとともに、協働のパートナーとなる人材の育成とNPOの活動の促進に取り組みます。

●ユニバーサルデザインの推進（くらし安全安心課）

IV 教育・育成

<基本的な考え方>

障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、将来、自立し、積極的に社会参加していけるよう、それぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮することのできる適切な療育や特別支援教育を、関係機関が一体となって推進していきます。

<現状と課題>

【療育・育成】

- 身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する相談支援を行うことが重要であることから、一貫した療育の総合的な支援体制の整備・充実を図る必要があります。
- 発達障害者支援法施行により、発達障害の早期発見、発達支援、教育及び就労支援など体制の整備が求められています。
- 学齢期の障害のある子どもを放課後等に日中一時預かりする場を確保する必要があります。

【学校教育の充実】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと」について、「将来を見据えた生活や就労に関する教育・訓練」が、身体30.5%、知的46.9%と高い割合を占めており、教育の充実への高い期待が寄せられています。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援が一層求められるとともに、交流及び共同学習の広がり、高等部への進学者の増加、卒業後の進路の多様化等、障害のある児童生徒の教育に関するニーズは大きく変化しています。
- 特別支援教育は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が在籍するすべての学校において、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服できるよう、適切な指導・支援を行うものであり、今後、一層の充実を図る必要があります。

- 特別支援教育に関わる教職員の発達障害を含む障害への理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させる必要があります。また、巡回相談や医療・福祉等外部の専門家を要請のあった学校に派遣するなど、特別な支援を必要とする生徒へ適切に対応するための助言・援助を充実させる必要があります。
- 卒業後に企業等への就労を希望する生徒が増えている一方、本県における特別支援学校高等部卒業者の就職率は、平成9年度以降全国平均を下回る状況が続いています。また、近年の障害のある人たちの就労先も変化してきており、就労による社会自立に向けた教育課程の改善による職業教育を充実させる必要があります。

【生涯学習の促進】

- 障害のある人が、生涯にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要です。

<重点施策と主要事業>

(1) 療育・育成

ア 総合的な療育体制の推進

- ① 保健・医療・福祉・教育の連携のもと、周産期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の整備を図ります。
- ② 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害に係る早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の連携、発達障害の理解の促進方法等、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。【再掲】

イ 身近な地域で早期に療育を受けることができる体制の整備

- ① 在宅の障害のある児童等の地域における生活を支えるため、障害児等療育支援事業として、訪問による療育指導や専門的な療育指導等を実施します。
- ② 心身に重度の障害のある在宅の子ども（人）の運動機能の発達やその保護者の在宅療育技術の習得を図るため、重症心身障害児施設等の通園療育部門への通園により、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行います。
- ③ 知的障害のある在宅の子どもとその保護者に対し定期的な通所による療育指導訓練を行い、家庭における療育の向上を図ります。

- ④ 施設を利用することが困難な地域に、市町村が通所訓練の場を設けて、心身に障害のある幼児に対して、訓練指導等を行うことにより、コミュニケーションの障害、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善し社会生活、集団生活への適応を促進します。
- ⑤ 軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。
- ⑥ 3人以上の障害児を受け入れているクラブが専任の指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。

- 障害児療育体制の整備（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）【再掲】
- 障害児等療育支援事業（障害福祉課）
- 重症心身障害児（者）通園事業（障害福祉課）
- 知的障害幼児通所訓練事業（障害福祉課）
- 心身障害幼児通所訓練事業（障害福祉課）
- 難聴児補聴器交付事業（障害福祉課）
- 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業（子ども未来課）

（2）学校教育の充実

- ① 過密化している知的障害特別支援学校が適正な規模となるよう、新たな小・中・高等部のある特別支援学校の整備に向けた取組を進めるとともに、県内の知的障害特別支援学校の通学区域の再編について検討するなど、体制の整備に努めます。
- ② 肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの実施状況や対象児童生徒数の推移等を見ながら、看護師配置の在り方を検討するとともに、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、必要な研修を受けた職員が看護師と連携して医療的ケアに当たる実施体制を整備します。
- ③ 特別支援教育や発達障害に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。併せて、各学校において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進します。
- ④ 適切な指導・支援を行うために、特別支援教育支援員等の効果的な活用がなされるよう、市町村教育委員会に働きかけます。その際、市町村教育委員会に対して、情報提供等の支援を行います。

- ⑤ 乳幼児期からの一貫した相談支援体制の構築を図っていくため、それぞれの地域の実情に応じて、特別支援学校が地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者へ特別支援教育に関する教育相談や情報提供を行い、就学前における障害のある幼児への教育相談を行うなど、特別支援教育のセンター的機能を発揮します。また、総合教育センター等の関係機関とも相互に連携・協力して、早期からの継続的な教育相談が実施できる体制を整備します。
- ⑥ 交流及び共同学習について、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方の教育的ニーズを踏まえた上で、全教職員の共通理解の下、計画的、継続的に取り組みを進めます。
- ⑦ 就労による社会自立を目指す生徒に対する支援の充実を図るため、労働、福祉等関係機関とのネットワークを活用して、産業現場等における実習先の確保や雇用の促進を働きかけます。また、就職した生徒の就労が継続するよう、関係者と連携・協力します。
- ⑧ 生徒一人一人の卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めるため、特別支援学校において、QOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

- 特別支援教育推進事業（教育庁特別支援教育課）
- 特別支援学校職業自立推進事業（教育庁特別支援教育課）
- 教職員の指導力の向上（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害等支援事業（教育庁特別支援教育課）
- 医療的ケア充実事業（教育庁特別支援教育課）
- 県立特別支援学校体験入学（教育庁特別支援教育課）
- 各相談窓口（教育庁特別支援教育課）

（3）生涯学習の推進

- ① 障害のある人が、生涯にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要であるため、生涯学習活動を推進します。

- 生涯学習の推進（教育庁生涯学習課）

V 雇用・就労

<基本的な考え方>

障害のある人が職業に就くということは、経済的な理由のみでなく、就労を通じた社会参加による、生きがいや自己実現につながる重要な活動といえます。

障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて就労し、自立した生活を送ることができるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、事業者の、障害のある人の雇用に関する理解を深めていきます。

さらに、一般事業所等へ雇用されることが困難な障害のある人にとって、一人ひとりの個性と可能性を活かす福祉的就労は、将来の雇用への効果的な移行やその人らしい自立した生活を確保するため必要であり、能力や適性に応じた働く場を提供できるように、福祉的就労の充実を図ります。

<現状と課題>

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、現在働いていない人の「働いていない理由」について、「障害が重いため」などの理由のほか、「働く場がない」と回答した人が、身体22.7%、知的19.1%、精神在宅21.1%と高い割合を占めており、また、「働くために必要なこと」について、「障害にあった職種・業務をふやしてほしい」との回答が、身体13.8%、知的36.8%、精神在宅53.8%と、いずれも最も高い割合を占めており、雇用の確保・拡大に向けた取組が必要とされています。
- また、県民アンケートでは、「国や地方公共団体がもっと力を入れる必要があるもの」について、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が53.5%と最も高い割合となっており、雇用分野の施策の充実が求められています。

【雇用等の促進】

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、1人以上の身体又は知的障害のある人の雇用を義務付けられている56名以上規模の県内民間事業所の障害者雇用率は1.79%であり、また、法定雇用率（1.8%）を達成している企業の割合は54.3%となっており、一層の雇用の促進を図る必要があります。（平成21年6月1日現在）

【職業能力の開発】

- 福祉から雇用・就業への移行を促進するため、就職を希望する障害のある人が、個々の就職ニーズに即した職業能力を身につけることができるよう、その障害の態様に応じた職業訓練を推進する必要があります。

【福祉的就労の充実強化】

- 障害者自立支援法においては、障害のある人の自立を促進するため、就労支援サービスの充実が図られており、障害のある人が地域において自立した生活を営み、社会参加を進める上でも、自営を含めてその職業的自立を図る必要があります。
- こうした点を踏まえ、障害者自立支援法に基づく「岡山県障害福祉計画」とも相まって、就労支援サービスの基盤強化や一般就労への移行の促進等を図るとともに、障害のある人が能力と適性に応じて、職業を通じ社会活動に参加して活躍できるよう、雇用の場の確保と就労の促進を図る必要があります。

＜重点施策と主要事業＞

(1) 雇用等の促進

- ① 障害のある人の雇用については、知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動により、障害のある人の雇用の確保・拡大を働きかけるとともに、事業主へ法定雇用率等の普及・啓発を行います。
- ② 岡山労働局等と連携し、障害者就職準備講習会・就職面接会の開催、職場適応訓練の実施、障害者就業支援センター事業による就業面と生活面での一体的な支援など、障害のある人の就業、職場定着について、きめ細かな施策の推進に取り組み、就業の促進を図ります。
- ③ 障害のある人の在宅就労やIT利用等の促進を図る総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンターおかやま」を運営し、障害のある人の在宅就労や創業・起業等を支援します。
- ④ 平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象が常用雇用労働者201人以上の事業主に拡大されたことに伴い、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。
- ⑤ 雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者就業・生活支援センター事業により、障害のある人の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。
- ⑥ 難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、公共職業安定所等関係機関とも連携を図りながら、きめ細かな相談・援助、情報の提供を行います。

- 障害者雇用の普及・啓発（緊急雇用対策室）
- 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催（緊急雇用対策室）
- 職場適応訓練の実施（緊急雇用対策室）
- 障害者就業支援センター事業（緊急雇用対策室、障害福祉課）
- 手話相談員の配置（緊急雇用対策室）
- 障害者ITサポートセンターおかの運営（障害福祉課）
- 中小企業等障害者雇用促進事業（緊急雇用対策室）
- 障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉課）
- 岡山県難病・相談支援センター事業（医薬安全課）【再掲】

（2）職業能力の開発

- ① 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、施設内において、身体障害のある人や知的障害のある人等を対象とした訓練を実施します。また、特別委託訓練では、身体障害のある人を対象とした機械系分野（2年課程）の訓練を、委託訓練では、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関等、職業能力開発資源を活用した訓練を実施し、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。

なお、国の「吉備高原障害者職業能力開発校」においては、一般校において受講することが困難な重度障害者等、職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、障害の程度、特性に応じた職業訓練を実施しています。

- ② 障害のある人の職業能力開発に関する技能大会の障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

- 職業訓練の推進（労働政策課）
- 技能競技大会を通じての啓発（労働政策課）

（3）福祉的就労の充実強化

- ① 工賃水準の引上げ等に向けて、授産製品の販路拡大やモデル事業所への支援などの取組を進めます。
- ② 障害のある人がそれぞれの能力や適性に応じて働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

③ 福祉施設から一般就労への円滑な移行を支援する体制づくりを行います。

●工賃倍増5か年計画（障害福祉課）

●就労継続支援A型への移行助成事業（障害福祉課）

VI 保健・医療

<基本的な考え方>

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを進めます。

また、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減を図っていきます。

さらに、疾病等の予防から福祉施策までを適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材の養成・確保を進めていきます。

<現状と課題>

- 障害のある人へのアンケートでは、「暮らしやすくするために必要なこと」について、「保健・医療サービスの充実」が、身体24.7%、知的19.2%、精神在宅25.6%、精神入院29.7%と高い割合となっており、保健・医療サービスの一層の充実が求められています。

【障害の予防】

- 県内どこに住んでいても、安心して妊娠・出産することができるためには、周産期医療体制が整備されていることが必要です。
- 育児不安・負担感を抱える家庭の増加、児童虐待の増加等の現状を踏まえ、軽度発達障害児の支援、乳幼児の事故防止、思春期保健対策等について、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となっています。
- 高齢化の進展や食生活の乱れ、運動不足などを原因のひとつとして、生活習慣病になる人々の増加や寝たきり等の要介護状態になってしまう人々の増加が深刻な社会問題となっています。
- 社会経済環境の変化に伴い、物質的には豊かで生活は便利になる反面、人々の受けるストレスは高まり、心の健康を損ねて、神経症やうつ病などにかかる人が増えています。

【障害の早期発見・治療の推進】

- 乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐ必要があります。

- 思春期のひきこもりの長期化は、本人の社会参加の遅れ、家族の悩みの増大をまねくことから、大きな社会問題となっており、また、これらの問題の要因として精神障害が関与している場合があります。
- 精神障害を早期に発見し治療に繋げていくことは、障害の軽減、重症化の防止に有効であり、また、早期の受診を進めるためには、心の病に対する誤解や偏見を取り除いていくことが必要です。

【医療体制の充実】

- 本県の医療体制は、「岡山県保健医療計画」に基づき整備を進めており、地域の保健医療需要に対して包括的・重層的なサービスを提供していくため、次の地域単位を基本として、保健医療提供機能の分担と相互連携によるサービスの充実を図っていますが、特に障害のある人にとって必要なサービスをいつでもどこに住んでいても適切に受けることのできる体制の整備を進めることが必要です。

○一次保健医療圏（市町村の区域）

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療などの保健医療サービスを提供する圏域

○二次保健医療圏（5圏域）

原則として入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療サービスを提供する圏域

○三次保健医療圏（県全域）

高度あるいは特殊な保健医療サービスを提供する圏域

- 障害を軽減・除去するためのリハビリテーション医療は、障害のある人の自立を支援するために重要であることから、その充実が求められています。

【精神障害のある人に対する医療体制の充実】

- 精神障害のある人が、地域で安心して生活するためには、必要なときに、身近なところで、必要な医療を受けられる体制を整備する必要があります。

【難病対策等の充実】

- 疾患の原因が不明であり、効果的な治療方法が未確立の難病については、今後とも医療の確立を図るとともに、患者の療養生活の質（QOL）の向上に向けた施策の充実を進める必要があります。

【保健・医療従事者の養成・確保】

- 障害のある人のニーズが多様化する中で、専門的技術を有する保健・医療従事者の養成・確保及び資質の向上を図ることが重要となっています。

<重点施策と主要事業>

(1) 障害の予防

ア 母子保健の充実

- ① 「後期・新世紀おかやま母子保健計画（2007～2010年）」に基づき、「安全な妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康支援」、「子どもの心とからだの健やかな発達のための支援」、「安心できる医療・療育体制の整備」、「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」の4つを重点として取り組みを進めています。

平成22年度には「子どもを健やかに生み育てる環境づくり」を実現するために、「後期・新世紀おかやま母子保健計画」の第2回中間評価を行い、計画の終期を平成26年度まで延長し、いっそうの母子保健の充実を図ります。

イ 健康づくりの推進

- ① 「健康おかやま21セカンドステージ」では、寝たきりなどにならなくてすむ期間の延伸、生活の質の向上、壮年期の疾病や死亡の減少をめざした健康づくり対策の方向と生活習慣病予防やメタボリックシンドローム対策に関する「栄養・食生活」「身体活動・運動」「たばこ」など9つの分野で、ボランティアや幅広い関係機関、関係団体と理念や目的を共有しながら、県民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

ウ 心の健康づくり

- ① ストレスをため込むことなく解消できるよう、適切な対処法を身につけることが必要なことから、家庭や学校、地域や職場における、心の健康づくりを支援するとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。

エ 周産期医療体制の充実・強化

- ① 減少傾向にある産科医師の確保を推進するとともに、周産期母子医療センターを中心に、医療機関相互の連携体制を強化します。

- 母子保健の充実（健康推進課）
- 健康づくりの推進（健康推進課）
- 心の健康づくりの推進（健康推進課）
- 周産期医療体制の充実・強化（医療推進課）

(2) 障害の早期発見・治療の推進

ア 乳幼児の障害の早期発見・治療の推進

- ① 乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐため、市町村が行う健康診査など母子保健活動の充実に向けた支援を行います。
- ② 聴覚障害の早期発見・早期治療（療育）のために、市町村が実施している新生児を対象にした新生児聴覚検査事業の精度管理を行うなどの支援を行います。
- ③ 各種乳幼児健診などで、言葉の遅れや情緒面において支援の必要な子どもとその保護者を対象に、乳幼児の健やかな発達・発育の促進を目的として子どもの健やか発達支援事業を行います。

イ ひきこもり予防支援の推進

- ① 精神保健福祉センターや保健所等において、医師や保健師による専門的な相談に対応する思春期精神相談窓口を設け、精神障害のある方が早期に治療を受け、疾病から回復し、社会参加を円滑に図ることができるよう支援していきます。また、講演や座談会を開催し、本人や家族に参加してもらうことにより、孤立を防ぎ自己回復力の向上を図ります。

ウ 精神障害の早期発見・早期治療

- ① 精神保健福祉センターや保健所において、心の悩みや不安に対応する電話相談や精神科医による「精神保健福祉相談」などを実施し、早期治療の導入を図るとともに、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">●先天性代謝異常検査（健康推進課）●新生児聴覚検査（健康推進課）●発達障害児支援強化事業（健康推進課） |
|---|

(3) 医療の充実

- ① 障害のある人への医療提供体制は、二次保健医療圏（5圏域）と障害福祉計画に定める障害保健福祉圏域（サブ圏域を含め5圏域）との整合性を図りながら、適切な医療サービスの提供を進めます。
- ② 障害のある人に対し、初期治療から専門的な治療、職業能力評価、訓練を経て、社会復帰に至る一貫したサービスの提供ができる総合的なりハビリテーション体制等の整備を進めます。

- ③ 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（5圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。

- 医療提供体制の整備促進（医療推進課）
- リハビリテーション施設・設備の整備（医療推進課）
- 災害拠点病院の整備（医療推進課）
- 重症難病患者入院施設確保事業（難病医療ネットワークの構築）（医薬安全課）

（４）精神障害のある人に対する医療体制の充実

ア 外来医療の充実

- ① 公立病院、民間医療機関等と連携しながら体制整備を進めます。
- ② 身体に異常を訴えて内科等を受診する人の中には、心の問題に関係し精神科的な対応が求められる場合もあるため、医師会等とも連携しながら、研修等を通じて、一般診療科の医師の精神医学的技術の向上を図ります。

イ 精神科救急

- ① 休日や夜間に緊急な対応を要する精神障害のある人に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急情報センターの設置や病院群輪番制による病床や医療従事者の確保により救急患者の受入体制を整備します。

ウ 精神保健福祉施設の充実強化

- ① 岡山県精神保健福祉センターにおいては、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する技術的中枢機関として、精神保健等に関する調査研究・知識の普及、保健所等に対する技術指導、支援を行うとともに、精神医療審査会の運営、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）に関する事務を担っており、今後とも、同センターに求められる機能等を適切に発揮します。
- ② 平成19年4月に、県立病院から地方独立行政法人に移行した岡山県精神科医療センターは、精神科救急、依存症、児童・思春期、司法精神科など、民間では対応が困難な専門的医療を推進するための先駆的・モデル的施設整備を進め、機動的・弾力的な財政運営、目標設定による業務管理等自立的な運営を行います。

- 精神保健知識の普及啓発（健康推進課）
- 精神保健相談（健康推進課）
- 精神科救急医療システム（健康推進課）
- 岡山県精神保健福祉センター（健康推進課）
- 岡山県精神科医療センター（健康推進課）

（５）難病対策等の充実

- ① 疾患の原因が不明であり、効果的な治療方法が未確立の難病については、今後とも医療の確立のため、患者負担を軽減するとともに、患者の療養生活の質（ＱＯＬ）の向上に向けた各種施策の充実を図ります。
- ② 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（５圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。【再掲】
- ③ 筋萎縮性側索硬化症患者等のうち、入院治療の必要はなくても、日常生活で常時介護を必要とする障害のある人については、介護保険制度の適切な運営、在宅医療の一層の推進等の施策を通じて療養支援体制の整備を図ります。

- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 難病特別対策推進事業（医薬安全課）
- 重症難病患者入院施設確保事業（医薬安全課）【再掲】
- 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業（医薬安全課）
- 神経難病患者在宅医療支援事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）【再掲】

（６）保健・医療従事者の養成・確保

- ① 地域に必要な医師の育成と確保を図ります。
- ② 看護師、保健師等の養成・確保及び資質の向上を図ります。
- ③ 地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。

- 医師確保対策事業（医療推進課）
- 看護職員確保対策事業（医療推進課）
- 看護学生奨学資金貸付事業（医療推進課）
- 看護師等養成所運営費補助事業（医療推進課）
- 特定疾患プライマリ・ケア研修会（医薬安全課）

VII 情報・コミュニケーション

<基本的な考え方>

I Tの活用により、障害のある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障害により、デジタル・ディバイド（I Tの利用機会及び活用能力による格差）が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を目指していきます。

<現状と課題>

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「今後充実してほしい情報」について、「福祉サービスの内容・利用方法に関する情報」が、身体49.8%、知的60.1%と最も高い割合を占めており、多様なメディアを活用するなどして、障害のある人への情報提供の充実を図る必要があります。
- 行動の制約を伴う障害のある人にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっており、福祉・医療・教育の分野など、日常生活の様々な場面において、必要な情報を身近で容易に取得できるように、I Tの恩恵、利便性を実感できる生活を実現する必要があります。
- 障害のある人にとって、パソコン等を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっていますが、現状では、障害のある人がパソコンを使う上での相談窓口、操作方法を学ぶ場及び機器操作を体験できる場所が少ないなど、パソコンを活用する上で数多くの障壁（バリア）があり、情報化支援の充実が求められています。
- 県ホームページにおいては、災害等の緊急情報をはじめ、日常生活や経済活動に欠かせない行政情報や行政サービス、四季折々の観光情報やイベントの紹介、また、各種行政手続の電子申請の実施など、行動に制約のある障害のある人が利用しやすい情報提供を努めていますが、行政情報はすべての人に伝わるようにしていく必要があります。
- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「外出回数をふやしてしてみたいこと」について、「飲食・映画鑑賞や旅行などのレジャー」が、身体43.7%、知的50.0%といずれも最も高くなっており、市街地や観光地の障害のある人のためのトイレの整備状況、視覚障害のある人のための誘導ブロックの敷設状況等、各地域のバリアフリー情報を適切に提供していく必要があります。

<重点施策と主要事業>

(1) 情報のバリアフリー化の推進

- ① 県内各地域の公民館等の公共施設と連携した岡山情報ハイウェイ等の高速ネットワーク網を活用するとともに、障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくする、いわゆるウェブアクセシビリティに配慮しながら、時間・距離に制約されない幅広い交流を促進します。
- ② パソコン等情報通信機器の利用方法、支援機器の提案、メールによる技術サポート、在宅就労、起業等様々なITに関する情報提供や相談に応じ、障害のある人等の社会参加を促進します。
- ③ 県ホームページにおいては、今後も、一層ウェブアクセシビリティに配慮しながら、コンテンツの拡充やシステムの充実に取り組みます。
- ④ 岡山県視覚障害者センターにおいて、視覚障害のある人の支援を図るため、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字図書の貸し出し等を行っており、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実に努めます。
- ⑤ 岡山県聴覚障害者センターにおいて、聴覚障害のある人への情報提供の充実に努め、文化・学習・レクリエーション活動を支援するため、字幕付きビデオテープの制作・貸出、情報機器の貸出等コミュニケーション支援、相談事業、手話通訳者の養成や派遣のためのコーディネート等を行っており、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実に努めます。
- ⑥ 視覚障害のある人への広報として、引き続き、点字広報を発行し、県政の動きや話題などを紹介します。
- ⑦ 県内の施設のバリアフリー情報を集約し、県のホームページを通じて継続的に情報提供します。

- 障害者ITサポートセンターおかやまの運営（障害福祉課）
- 障害に配慮したホームページ等の運営（情報政策課）
- 岡山県視覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 岡山県聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 点字広報「おかやま」の発行（公聴広報課）【再掲】
- バリアフリー情報の提供（障害福祉課）【再掲】

第3章 事業一覧

I 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

事業・事業内容	所管課
<p>岡山県福祉のまちづくりの推進 すべての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、平成11年度に策定した「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進します。</p>	障害福祉課
<p>心のバリアフリー啓発冊子の活用 障害のある人が、日常生活で不便を感じることや協力してほしいと思うことについて、基本的なマナーや知識をまとめた冊子「バリアフリー社会の思いやり」を、社会福祉協議会の普及啓発事業や学校での福祉教育等に幅広く活用してもらい、思いやりの心を育みます。</p>	障害福祉課
<p>心のバリアフリー支援事業 高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。</p>	障害福祉課
<p>心の輪を広げる障害者理解促進事業 内閣府と共催で「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」を募集し、応募があった作品については、県が審査を行い、内閣府に推薦します。</p>	障害福祉課
<p>障害者週間の普及啓発 「障害者週間（12月3日～9日）」に当たり、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。</p>	障害福祉課
<p>障害のある児童生徒への理解の促進 発達障害を含む特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。</p>	教育庁特別支援教育課
<p>ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催 知的障害のある人への社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者の製作した作品の展示などを行う福祉展を開催します。</p>	障害福祉課
<p>こころをつなぐ作品展・発達障害児支援フォーラム 県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品の展示（こころをつなぐ作品展）や発達障害児に関する講演等の実施（発達障害児支援フォーラム）により、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。</p>	教育庁特別支援教育課
<p>発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報提供 県の広報メディアを利用して、障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。</p>	障害福祉課 医薬安全課 健康推進課
<p>点字広報「おかやま」の発行 視覚障害のある人を対象に、県政の動き、話題などを紹介します。</p>	公聴広報課

(2) 福祉教育等の推進

事業・事業内容	所管課
交流及び共同学習の推進 学校の教育活動全体を通じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校の幼児児童生徒、地域の人々との活動、特別支援学級と通常学級の児童生徒との学習活動などを通して、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが互いに理解し合い、共に支え合って生きていくことができるよう、交流及び共同学習を推進します。	教育庁特別教育支援課
地域との交流活動の推進 保健福祉施設等において、障害のある人と地域との交流を推進し、障害のある人の生きがいの高揚や社会復帰に向けた自立意欲の助長を図るとともに、障害及び障害のある人に対する理解を促進します。	障害福祉課
健康の森学園交流促進事業 岡山県健康の森学園において、知的障害のある人と県民との交流を促進し、理解と意識啓発を進めるため、収穫祭と作品展を実施します。	障害福祉課
県立高校福祉科における専門教育の実施 県立高校福祉科（1校）及び県立高等支援学校（1校）に介護福祉士国家試験受験資格が得られるカリキュラムを導入し、介護福祉に携わる福祉専門職の育成をめざしています。	教育庁指導課

(3) ボランティア活動の推進

事業・事業内容	所管課
手話通訳者養成事業 より高い手話技術と福祉施策知識を有する手話通訳者を養成します。	障害福祉課
盲ろう者通訳ガイドヘルパー養成事業 盲ろう者の通訳・介助に関する専門の知識と技術を持った盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成します。	障害福祉課
手話奉仕員養成事業 聴覚障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、手話等の指導を行い、奉仕員として養成します。	障害福祉課
点訳・朗読奉仕員養成事業 視覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する方に対し、点訳・朗読の指導を行い、奉仕員を養成します。	障害福祉課
要約筆記奉仕員養成事業 手話通訳の困難な中途失聴者等の難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記を行う奉仕員を養成します。	障害福祉課
パソコンボランティア養成事業 障害のある人のパソコン本体や周辺機器の使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成します。	障害福祉課
音声機能障害者発声指導者養成事業 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行う指導者を養成します。	障害福祉課
「おかやまボランティア・NPOの森」を通じた情報提供 県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティア・NPOの森」を通じて、ボランティアやNPO活動に関する各種情報提供を行い、県民のボランティア活動への参加促進を図ります。	保健福祉課

ボランティア活動の総合的拠点施設の運営 県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種団体などが、手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指すとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館」を運営します。	保健福祉課
岡山県視覚障害者センターの運営 視覚障害のある人の各種ボランティア活動の拠点として、岡山県視覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
岡山県聴覚障害者センターの運営 聴覚障害のある人の各種ボランティア活動の拠点として、岡山県聴覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
民生委員・児童委員活動の推進 障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに合った福祉サービスについての助言や専門の相談機関の紹介など、支援活動を推進します。	保健福祉課

II 生活支援

(1) サービス利用の総合的支援

① 総合的な支援体制の整備

事業・事業内容	所管課
自立支援協議会の運営 市町村が設置する地域自立支援協議会の円滑かつ効果的な運営等に必要の助言等の支援を行い、ネットワークづくりを進めます。	障害福祉課
岡山県障害者社会参加推進センターの運営 障害のある人の社会参加の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者のくらしと権利の相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。	障害福祉課
福祉相談センターの充実 女性、児童、身体障害のある人及び知的障害のある人のすべてに対応できる総合的な相談支援体制を確立するため、女性相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害更生相談所を一体化して設置した福祉相談センターの充実を図ります。	子ども未来課 障害福祉課
精神保健福祉センターの充実 精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導を行う施設であり、総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担っています。	健康推進課
岡山県難病相談・支援センター事業の充実 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。	医薬安全課

② 相談支援従事者等の養成・資質の向上

事業・事業内容	所管課
相談支援従事者の研修 障害のある人の意向に基づき、各サービスが総合的かつ適切に利用されるよう、相談支援事業に従事する人に対する養成研修を実施します。	障害福祉課
サービス管理責任者研修 事業所や施設におけるサービスの質を確保するとともに、個別の支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等が適切に行われるよう、サービス管理責任者に対する養成研修を実施します。	障害福祉課
障害程度区分認定調査員研修 客観的かつ公平、公正に自立支援給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。	障害福祉課
市町村審査会委員研修 客観的かつ公平、公正に自立支援給付等の事務が行われるよう、市町村審査会委員に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。	障害福祉課
身体障害者・知的障害者相談員への研修 身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の向上を図られるよう、相談員に対する研修を実施します。	障害福祉課

③ サービスの質の向上

事業・事業内容	所管課
福祉サービス第三者評価事業 事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価します。	保健福祉課

④ 精神障害のある人の地域移行の推進

事業・事業内容	所管課
基幹型地域生活支援センター事業 県内の地域活動支援センターのバックアップ事業として、全県から寄せられる精神障害のある人からの相談に応じるとともに、県内の精神障害のある人に対して日中活動の場を提供します。	健康推進課
入院患者社会復帰促進事業 精神科病院の入院患者が社会復帰するにあたり、住居確保が困難な者に対し家賃保証料の補助を行います。	健康推進課
24時間電話相談事業 在宅の精神障害のある人やその家族の方々から、24時間、通年受付で生活相談など各種相談に応じます。	健康推進課
ホステル事業 本人の意思又は事情により一時的に入所が必要な方、退院促進のために一時的に入所が必要な方に利用期間を限り、宿舎を提供します。	健康推進課
地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業 精神障害のある人の退院を促進するとともに、再入院を防止するため、適切な危機介入ができるよう、県民局単位に地域支援チームを配置します。	健康推進課

地域・病院交流事業 地域との絆が弱い精神科病院入院患者を対象に、地域からの孤立防止のために、入院患者と地域住民やボランティアとの交流の場を提供するとともに、入院患者に地域の情報提供等を行い、入院患者の地域に戻る意欲を高めます。	健康推進課
試験外泊事業 精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人が円滑に地域生活に移行できるよう、基幹型精神障害者地域生活支援センター“ゆう”において試験外泊を行います。	健康推進課
障害者地域移行促進強化事業 精神障害のある人の地域での生活をより円滑にするため、市町村保健師、訪問看護師、ホームヘルパーに対し、精神障害のある人の地域生活を支えるために必要な研修を行います。	健康推進課
ピアサポーター派遣事業 精神科病院に入院中の精神障害のある人等の希望によりピアサポーターを派遣し、同じ疾患を抱えるピア（＝仲間）の立場から、病や障害を持った経験に根ざした理解と共感を基盤に、精神障害のある人が「自分の人生を自分らしく生きていく（＝自立生活）」のために必要な支援（話し相手や生活支援等）を行います。	健康推進課

(2) 障害福祉サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

事業・事業内容	所管課
居宅介護（ホームヘルプサービス） ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助を行います。	障害福祉課
重度訪問介護 ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護が必要とされる人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護等を総合的に行います。	障害福祉課
行動援護 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な外出時における移動中の介護支援、外出支援を行います。	障害福祉課
重度障害者等包括支援 常時介護を必要とする障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。	障害福祉課

② 日中活動系サービスの充実

事業・事業内容	所管課
生活介護 常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課

自立訓練（機能訓練） 身体障害のある人が地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。	障害福祉課
自立訓練（生活訓練） 知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。	障害福祉課
就労移行支援 一般就労等を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探しや就労後の職場定着ための支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援（A型） 事業所内において、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。	障害福祉課
就労継続支援（B型） 一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人などに雇用契約などに基づかない、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。	障害福祉課
児童デイサービス 障害のある児童が、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応することができるよう訓練等を行います。	障害福祉課
短期入所（ショートステイ） 居宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。	障害福祉課

③ 居住系サービスの充実

事業・事業内容	所管課
グループホーム（共同生活援助） 障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。	障害福祉課
ケアホーム（共同生活介護） 障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害福祉課
施設入所支援 生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設（障害者支援施設）において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。	障害福祉課

(参考) 障害者支援施設以外の施設サービス	
旧法施設（身体障害者福祉施設） 肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設があります。	障害福祉課
旧法施設（知的障害者福祉施設） 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者小規模通所授産施設があります。	障害福祉課
身体障害者福祉センターB型 地域の身体障害のある人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健休養等の行事を行い、又これに必要な便宜を提供する施設です。	障害福祉課
視聴覚障害者情報提供施設 無料又は低額な料金で点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又はこれらを視聴覚障害者の利用に供する施設です。	障害福祉課
地域移行型ホーム 入所施設又は病院の敷地内にある既存の建物を用いることが特に必要と認められた共同生活住居です。	障害福祉課

(3) 地域生活支援事業の実施

事業・事業内容	所管課
移動支援事業者情報提供事業 重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・あっせん・情報提供を行います。	障害福祉課
自立支援拠点活動支援事業 視覚障害のある人・聴覚障害のある人の福祉増進や自立支援を行う拠点として設置されている岡山県視覚障害者センターや岡山県聴覚障害者センターを中心として、障害のある人の生活に必要な各種講習会を行います。	障害福祉課
オストメイト社会適応訓練事業 人工肛門、人口膀胱造設者に対し装具の使用等の社会生活に必要な訓練指導を行います。	障害福祉課
音声機能障害者発声訓練事業 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行います。	障害福祉課
福祉ホーム事業 身体障害のため家庭において日常生活を営む上で支障のある人に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を提供します。	障害福祉課
相談支援事業（市町村事業） 障害のある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人と等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。	障害福祉課

コミュニケーション支援事業（市町村事業） 聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障害のある人の意思疎通の仲介等を行うサービスです。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業（市町村事業） 日常生活を営むことに支障がある障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。	障害福祉課
地域活動支援センター機能強化事業（市町村事業） 利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。	障害福祉課
身体障害者補助犬育成事業 障害のある人の行動範囲の拡大等、社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬を育成します。	障害福祉課

（４）生活安定のための施策の推進

事業・事業内容	所管課
特別児童扶養手当の支給 精神又は身体・知的に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している児童の父母又は養育者を対象に手当を支給します。	障害福祉課
特別障害者手当の支給 精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度の障害のある人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給 精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもを対象に手当を支給します。	障害福祉課
経過的福祉手当の支給 昭和61年4月1日に従来の福祉手当の受給資格があった20歳以上の人で「特別障害者手当」「障害基礎年金」「特別障害給付金」のいずれも支給されない人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
心身障害者扶養共済制度 心身に障害のある人を扶養する保護者が相互扶助に基づき、保護者の加入時の年齢に応じて毎月一定の掛金を納めることにより、保護者の死亡又は重度障害発生後、心身に障害のある人に年金を支給します。	障害福祉課
身体障害のある人に対する自立支援医療（更生医療） 身体障害のある人の障害を軽くしたり取り除くことにより、日常生活能力、職業能力の回復を図るため、指定医療機関における障害の治療に要した医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
身体障害のある子どもに対する自立支援医療（育成医療） 身体障害のある満18歳未満の児童に対し、指定医療機関における障害の治療に要した医療費の一部を世帯の所得に応じて公費負担します。	医薬安全課
精神障害のある人に対する自立支援医療（精神通院医療） 精神障害のある人の障害の治療と自立、社会復帰を促進するため、指定医療機関等により行われた医療について、医療費の一部を公費負担します。	健康推進課

心身障害者医療費公費負担制度 重度心身障害者が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担します。	障害福祉課
特定疾患治療研究事業 原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について、世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
小児慢性特定疾患治療研究事業 小児慢性疾患のうち、特定の疾患に罹患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患医療受診券を交付し、医療費の自己負担分について、世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
未熟児養育医療の給付 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担します。	医薬安全課
自動車税、自動車取得税の課税免除又は減免 障害のある人の社会参加等に要する経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に、申請によって自動車税や自動車取得税を減免します。	税務課
補装具費の支給 障害の状態から補装具を必要とする人を対象に、特定の補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給します。	障害福祉課
生活福祉資金の利用促進 低所得者、高齢者、障害のある人等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を確保するため、岡山県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付に要する経費を補助します。	障害福祉課
県営住宅への優先入居 障害のある人が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇措置を実施します。	住宅課

(5) 福祉用具の開発支援

事業・事業内容	所管課
「ハートフルビジネスおかやま」の活動支援 利用者ニーズを反映した福祉用具の開発、商品化を支援する産学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、より使いやすい福祉用具の開発と普及を支援し、利用者利便性の向上を図ります。	産業振興課

(6) 発達障害のある人への支援

事業・事業内容	所管課
発達障害者支援センターの運営 県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により発達障害のある人に対する総合的な支援を図ります。	障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害にかかる早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の連携、発達障害の理解、促進方法等、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
市町村支援体制整備事業 発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図る市町村に対して、支援を行います。	障害福祉課

(7) 難病患者への支援

事業・事業内容	所管課
特定疾患治療研究事業 原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について、世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
小児慢性特定疾患治療研究事業 小児慢性疾患のうち、特定の疾患に罹患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患医療受診券を交付し、医療費の自己負担分について、世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
難病患者等居宅生活支援事業（難病患者等ホームヘルプサービス事業） 難病患者の方々の在宅療養を支援するために、ホームヘルパーの派遣を行います。	医薬安全課
難病患者等居宅生活支援事業（難病患者等短期入所事業） 難病患者の介護を行う方が、社会的理由（疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張など）や私的理由（個人的旅行など）で一時的に介護ができなくなった場合に、医療機関等に「入所」することができます。入所は原則として7日間です。	医薬安全課
難病患者等居宅生活支援事業（難病患者等日常生活用具給付事業） 難病患者の方々が在宅療養を行う際に、日常生活において必要な用具の給付を行います。	医薬安全課
難病患者等居宅生活支援事業（小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業） 小児慢性特定疾患児の方々が在宅療養を行う際に、日常生活において必要な用具の給付を行います。	医薬安全課
訪問相談事業 保健所・支所の保健師等が訪問し、難病患者の方や家族の方が抱える日常生活や療養上の悩み等についての相談に応じます。	医薬安全課

医療福祉相談事業 専門の医師が、病気や療養生活の相談に応じます。また、ケースワーカー等が各種福祉制度の活用に関するご相談に応じます。	医薬安全課
訪問指導事業 必要に応じて専門医・保健師等が訪問し、医療面・生活面の相談に応じます。	医薬安全課
在宅難病患者患者・家族の集い事業 難病患者の方とその家族の方々の情報交換や励まし合いの場として交流会を、そして病気の正しい理解とりハビリ・介護等の在宅療養の技術習得の場として在宅療養教室を開催しています。	医薬安全課
岡山県難病相談・支援センター事業 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。	医薬安全課
マニュアルの策定 緊急時（災害時）には、策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、難病患者に配付した緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードについても、各種事業を活用することで内容の充実を図ります。	医薬安全課
在宅重症難病患者一時入院事業 重症難病患者の一時的な入院を推進することにより、最も身近で介護している家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。	医薬安全課

（８）高次脳機能障害のある人への支援

事業・事業内容	所管課
高次脳機能障害支援普及事業 高次脳機能障害のある人への支援を行うために支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修等を通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備及び支援の普及を行います。	健康推進課

（９）福祉従事者の養成・確保

事業・事業内容	所管課
福祉人材の育成・資質の向上 福祉サービスに従事する専門職の養成と資質の向上に努めるとともに、岡山県社会福祉協議会に設置された岡山県福祉人材センター等において、従事者の職種や経験の程度などに応じた体系的な研修を実施します。	保健福祉課
外出介護従事者（ガイドヘルパー）の養成 障害のある人の移動を支援するガイドヘルパーの養成を図ります。	障害福祉課

行動援護従事者の養成 障害のある人の行動援護サービスを提供する行動援護従事者の養成を図ります。	障害福祉課
介護福祉士等修学資金貸与事業 社会福祉士及び介護福祉士を養成・確保するため、県内の介護福祉士等養成施設の在學生に修学資金を貸与します。	保健福祉課
福祉・介護人材確保緊急支援事業 福祉・介護人材の職場への定着支援や学生等の福祉・介護分野への進路選択支援、潜在的有資格者の掘り起こし、職場体験事業など福祉・介護人材確保の緊急的な支援を行います。	保健福祉課

(10) 権利擁護・情報の公開

事業・事業内容	所管課
日常生活自立支援事業の利用促進 障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行っています。	保健福祉課
成年後見制度の利用支援 判断能力が十分でない障害のある人にとっては、財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難である場合があるため、自己決定の尊重と本人保護を目的として、成年後見制度の利用を支援します。	障害福祉課
障害者のくらしと権利の相談事業 岡山県障害者社会参加推進センターに常設窓口を設け、障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応します。	障害福祉課
福祉サービス第三者評価事業【再掲】 福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の選択を助けるために、第三者評価事業を実施します。	保健福祉課
福祉サービスに関する苦情の解決 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう指導するとともに、サービス事業者で解決できない場合等には、岡山県社会福祉協議会に設置する「運営適正化委員会」において解決に努めます。	保健福祉課
おかやま福祉ナビ（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営 社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を収集したポータルサイトを運営します。	保健福祉課

(11) スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

事業・事業内容	所管課
県障害者スポーツ大会の実施 障害のある人のスポーツ振興と社会参加を図るために開催します。	障害福祉課
全国障害者スポーツ大会への選手派遣 障害者スポーツの普及と理解を促進するため、障害のある人が参加する全国規模の各種スポーツ大会へ選手・役員を派遣します。	障害福祉課

<p>パラリンピック等への参加支援 障害者スポーツの普及と理解を促進するため、パラリンピック等の国際的な障害者スポーツ大会への参加を支援します。</p>	障害福祉課
<p>各種障害者スポーツ大会への参加支援 県外開催各種スポーツ大会への参加経費の一部を助成します。</p>	障害福祉課
<p>障害者スポーツ指導員の養成 障害のある人のスポーツ振興を図るため、障害者スポーツ指導員を養成します。</p>	障害福祉課
<p>障害者スポーツ教室の開催 障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむ機会を提供するため、スポーツ教室を開催します。</p>	障害福祉課
<p>岡山吉備高原車いすふれあいロードレースの開催 障害のある人の体力の増進と社会参加の促進を図ることを目的として、車いすふれあいロードレースを開催します。(主催者である組織委員会の構成員として参画)</p>	障害福祉課
<p>ゴルフ場利用税の非課税 障害のある人のスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、一定の要件を満たす場合に、ゴルフ場利用税を非課税とします。</p>	税務課
<p>バリアフリー情報の提供 障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供します。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実を図ります。</p>	障害福祉課
<p>移動支援事業者情報提供事業【再掲】 重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・あっせん・情報提供を行います。</p>	障害福祉課
<p>ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催【再掲】 知的障害のある人への社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者の製作した作品の展示などを行う福祉展を開催します。</p>	障害福祉課
<p>こころをつなぐ作品展【再掲】 県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品を展示することにより、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。</p>	教育庁特別支援教育課
<p>県立美術館観覧料の免除 障害者手帳・療育手帳・特定疾患の受給者票等をお持ちの方（付き添いの方1名を含む）は無料でご覧いただけます。</p>	文化振興課
<p>県立博物館入館料の免除 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳もしくは特定疾患の受給者票等を有する方（付き添いの方含む。）は無料でご覧いただけます。</p>	教育庁文化財課
<p>後楽園入園料の免除 障害者手帳・療育手帳・特定疾患等の受給者票および管理手帳をお持ちの方の入園料を免除します。また、介護の必要な方は介護者1名無料となります。</p>	都市計画課
<p>岡山県総合グラウンド駐車場使用料の減免 身体障害者手帳・療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を有する方（送迎を行う方を含む。）の駐車場使用料を減免します。</p>	都市計画課

Ⅲ 生活環境

(1) 生活関連施設のバリアフリー化

事業・事業内容	所管課
<p>「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づく助言・指導 高齢者や障害のある人等が利用しやすい施設整備を促進するため、岡山県福祉のまちづくり条例に基づく届出等により、整備基準に適合するよう助言・指導を行います。</p>	障害福祉課 建築指導課
<p>バリアフリーステッカーの交付 高齢者や障害のある人等へバリアフリー施設の情報提供を進めるため、玄関付近に貼付して車いす用トイレやエレベーター等が設置されていることを表示するバリアフリーステッカーの交付を市町村を窓口として実施します。</p>	障害福祉課
<p>バリアフリー住宅の普及促進 加齢や不慮の事故等により身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築のための生活福祉資金の貸付を行います。</p>	障害福祉課
<p>公営住宅のバリアフリー化 本県の公営住宅は、「岡山県住生活基本計画」に基づき、障害のある人及び高齢者の生活に適切に配慮した仕様で施設の改善に取り組んでおり、今後の建替えに当たっても、すべての障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化の推進を図ります。</p>	住宅課
<p>公共的な施設の整備促進 不特定多数の人が利用する公共的な施設については、福祉のまちづくり条例で定められる施設整備基準に基づき、建築主、設置者等に対して基準が遵守されるように、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。 また、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動の円滑化等に関する法律）に基づく建築物の整備促進を積極的に進めます。</p>	障害福祉課 建築指導課
<p>県有施設の整備、改修 県有建築物、公園等の県有施設を新設する場合は、福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、ユニバーサルデザインの概念（すべての人にとって安全で使いやすいものにするという考え方）を踏まえ障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。 また、既存施設については、重要度・緊急度の高いものから、段差解消や車いすトイレの設置などバリアフリー化を図ります。</p>	財産活用課
<p>公園の整備 公園は、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として、誰もがうるおい・やすらぎを享受できる生活空間であり、障害のある人が利用しやすい通路や便所など園内施設の整備を進めます。</p>	都市計画課
<p>バリアフリー相談事業 利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に、施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催するとともに、これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。</p>	障害福祉課

(2) 交通・移動手段のバリアフリー化

事業・事業内容	所管課
<p>安心して利用できる道づくり 道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して利用できる道づくりを進めます。 県内の市町村において、駅等の交通拠点から主要な公共施設等へのアクセス道路をバリアフリーネットワークとして選定し、歩道の段差解消等の道路上のバリア（障壁）の除去を継続的に進めます。</p>	道路整備課 道路建設課
<p>音響式信号機等の整備 視覚障害のある人の安全な通行を確保するため、音響式信号機等の障害のある人に配慮した信号機の整備を進めます。</p>	警察本部交通規制課
<p>視覚障害者用道路横断帯の設置 音響式視覚障害者用交通信号付加装置等が整備された信号交差点の横断歩道に点字ブロック様の横断帯を設置し、視覚障害のある人が安全かつ安心して横断できるように支援します。</p>	警察本部交通規制課
<p>福祉移送支援事業 移動制約者・NPO・タクシー事業者等で構成する県福祉有償運送運営協議会において、福祉移送の促進について検討するとともに、事業者のネットワーク形成を一層支援し、タクシー事業者・NPOの特性を活かしながら、移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスの提供を図ります。</p>	障害福祉課
<p>ノンステップバスの導入促進 障害のある人が、安全かつ身体的負担の少ない方法で、公共交通機関を利用して移動できるよう、超低床ノンステップバス路線バスの導入、運行を促進します。</p>	障害福祉課
<p>移動支援事業 屋外での移動に著しい制限などがある障害のある人に対して、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出際の移動を支援します。</p>	障害福祉課
<p>福祉車両の普及 移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。</p>	障害福祉課
<p>ガイドヘルパーネットワーク事業の実施【再掲】 重度の視覚障害のある人及び全身性障害者が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地においてガイドヘルパーを確保できるようネットワークを整備しています。</p>	障害福祉課
<p>ほっとパーキングおかも利用証制度の導入 身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図ります。</p>	障害福祉課

(3) 防犯・防災対策の推進

事業・事業内容	所管課
「ファックス110番」・「メール110番」の運用 聴覚障害のある人の事故発生時や防犯相談等の対策として、警察本部総合通信司令室に設置されている「ファックス110番」・「メール110番」の一層の普及促進を図ります。	警察本部通信指令課
消防への通報手段の拡大 聴覚障害のある人の火災や急病等の対策として、各消防本部に働きかけ、ファックスやその他の通報手段の拡大に努めます。	消防保安課
防災対策の体制整備 市町村と協力して、防災知識の普及啓発を行います。また、災害発生時に備え、関係機関・団体等と連携し、市町村等による障害のある人への支援体制の整備を促進します。	危機管理課 障害福祉課
マニュアルの策定【再掲】 緊急時（災害時）における難病患者等の行動・支援マニュアルの策定に向けた検討を行うとともに、難病患者が常時携帯し、緊急時において援護に有益な情報を記載した新たな患者カードを作成し、配付します。	医薬安全課

(4) ユニバーサルデザインの普及

事業・事業内容	所管課
ユニバーサルデザイン推進事業 多くの県民にUDの考え方を理解してもらい、定着させるために、産学官民のネットワークの運営やセミナー、体験事業などの実施により、県内全域への普及啓発に取り組みます。また、NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、UDの学びの場と機会を提供するとともに、協働のパートナーとなる人材の育成とNPOの活動の促進に取り組みます。	くらし安全安心課

IV 教育・育成

(1) 療育・育成

事業・事業内容	所管課
障害児療育体制の整備 保健・医療・福祉・教育の連携のもと、周産期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の整備を図ります。	障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業【再掲】 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害にかかる早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働の各分野の連携、発達障害の理解、促進方法等、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
発達障害児（者）支援医師研修事業 発達障害に関する理解促進と早期発見のため、地域の小児医療や乳幼児健康診査に従事する医師に対し、研修を行います。	障害福祉課
障害児等療育支援事業 在宅の障害のある児童等の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導や専門的な療育指導等を実施します。	障害福祉課

重症心身障害児（者）通園事業 心身に重度の障害のある在宅の子ども（人）を重症心身障害児施設等の通園療育部門へ通園させて、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るため、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行います。	障害福祉課
知的障害幼児通所訓練事業 知的障害のある在宅の子どもとその母親（保護者）に対し定期的な通所による療育指導訓練を行い、家庭における療育の向上を図ります。発達障害のある子どもの通所が約9割を占め、県内の発達障害のある子どものための施策における重要な役割を担っています。	障害福祉課
心身障害幼児通所訓練事業 施設を利用することが困難な地域に、市町村が通所訓練の場を設けて、心身に障害のある幼児に対して、訓練指導等を行うことにより、コミュニケーションの障害、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善し社会生活、集団生活への適応を促進します。	障害福祉課
聴覚・言語障害児巡回相談事業 在宅の聴覚・言語障害児に対し、巡回して医学的審査及び必要な諸相談に応じるとともに、適切な指導を行い福祉の増進を図ります。	障害福祉課
難聴児補聴器交付事業 軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。	障害福祉課
障害児就園対策事業 特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務学事課
発達障害児対応保育士研修事業 人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、発達障害のある子どもに対して正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士対象の実務研修を実施します。	子ども未来課
放課後児童クラブ障害児受入サポート事業 3人以上の障害児を受け入れているクラブが専任の指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。	子ども未来課

（2）学校教育の充実

事業・事業内容	所管課
特別支援教育推進事業 特別支援学校における公開講座を開講します。	教育庁特別支援教育課
特別支援学校職業自立推進事業 特別支援学校に学ぶ生徒の職業自立に向けて、一般就労を実現するための関係機関との連携や、就労体験・職場実習の機会拡大による支援の充実を図ります。	教育庁特別支援教育課
教職員の指導力の向上 特別支援学校や幼・小・中学校の特別支援教育担当者等の指導力の向上を目的として、特別支援教育教育課程研究協議会を開催します。	教育庁特別支援教育課
発達障害等支援事業 発達障害等の児童生徒に対する適切な支援実施のため、特別支援学校の教員等からなる巡回相談員が学校の要請に応じた巡回相談を行います。高等学校においては特別支援教育推進を図るコーディネーターと連携協力するミドルリーダーを育成し、校内支援体制の整備や教育実践の推進を図ります。	教育庁特別支援教育課

医療的ケア充実事業 教員による医療的ケアを実施するとともに、日常的・応急的な医療的ケアに対応する看護師等連絡協議会・医療的ケアに係る運営協議会等を開催し、医療的ケアに関する諸問題について情報交換し、その充実を図ります。	教育庁特別支援教育課
県立特別支援学校体験入学・学校公開 障害のある幼児児童生徒及びその保護者並びに関係諸機関の職員が、特別支援学校を見学したり、体験的に授業に参加するなどして、障害のある幼児児童生徒や特別支援学校への正しい理解や認識を深めます。	教育庁特別支援教育課
各相談窓口 県総合教育センターにおいて、電話及び面接相談を行います。	教育庁特別支援教育課

(3) 生涯学習の推進

事業・事業内容	所管課
生涯学習の推進 障害のある人が、生涯にわたって学習する機会を持ち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要であるため、生涯学習活動を推進します。	教育庁生涯学習課

V 雇用・就業

(1) 雇用等の促進

事業・事業内容	所管課
障害者雇用の普及・啓発 知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動により、障害のある人の雇用の確保・拡大を働きかけるとともに、事業主へ法定雇用率等の普及・啓発を行います。また、優秀勤労障害者や障害者雇用優良事業所の表彰、セミナー等を行う「ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人がその適性や能力に応じて就業の場が確保され、雇用の安定が図られる社会の実現に向けた普及・啓発を図ります。	緊急雇用対策室
障害者就職準備講習会・就職面接会の開催 岡山労働局等と連携して職場見学、職業講話及び就職面接会を開催し、特別支援学校の生徒など障害のある人の就職の促進を図ります。	緊急雇用対策室
職場適応訓練の実施 求職中の障害のある人等が作業環境に適応し、職場に定着できるよう訓練を実施し、就職の促進を図ります。	緊急雇用対策室
障害者就業支援センター事業 岡山市内及び倉敷市内に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細やかに対応できるよう支援体制の充実を図ります。	緊急雇用対策室 障害福祉課
手話相談員の配置 県下の岡山、倉敷中央、津山の計3か所のハローワークに手話相談員を配置し、障害のある人の職業相談に対応します。	緊急雇用対策室

<p>中小企業等障害者雇用促進事業 平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象が常用雇用労働者201人以上の事業主に拡大されたことに伴い、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。</p>	緊急雇用対策室
<p>障害者就業・生活支援センター事業 障害のある人の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。</p>	障害福祉課
<p>就労継続支援A型への移行助成事業 障害のある人に、より安定的な就労活動の場が提供されるよう、授産施設等の事業所が、就労継続支援A型（雇用型）事業所に移行する経費（準備経費や研修経費等）を助成し、その移行を支援します。</p>	障害福祉課
<p>岡山県障害者職場研修事業 障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要なマナー等の習得を図り、一般就労移行を促進します。</p>	障害福祉課
<p>精神障害者社会適応訓練事業 通院中の精神障害のある人が、集中力、対人関係能力、仕事に対する持久力等を身に付け、社会的自立が図られるよう、県が事業所（職親）に委託し、一定期間、仕事の間を提供します。</p>	健康推進課
<p>県建設工事における入札参加資格 県建設工事に係る入札参加資格の審査において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を導入しています。</p>	監理課
<p>県の物品購入における入札制度等 県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格において、企業での障害のある人の雇用状況を評価する制度を導入しています。</p>	用度課
<p>岡山県難病相談・支援センター事業 難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、公共職業安定所等関係機関とも連携を図りながら、きめ細やかな相談・援助、情報の提供を行います。</p>	医薬安全課

(2) 職業能力の開発

事業・事業内容	所管課
<p>職業訓練の推進 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。</p>	労働政策課
<p>技能競技大会を通じた啓発 障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。</p>	労働政策課

(3) 福祉的就労の充実強化

事業・事業内容	所管課
工賃倍増5か年計画 就労継続支援B型事業所や授産施設を使用している障害のある人の工賃向上に向けた支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援A型への移行助成事業【再掲】 障害のある人に、より安定的な就労活動の場が提供されるよう、授産施設等の事業所が、就労継続支援A型（雇用型）事業所に移行する経費（準備経費や研修経費等）を助成し、その移行を支援します。	障害福祉課
就労継続支援（B型）【再掲】 一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人などに雇用契約などに基づかない、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
授産施設 一般の就職が困難な障害のある人が、入所又は通所し、福祉的就労の機会を得るとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を受ける場です。	障害福祉課

VI 保健・医療

(1) 障害の予防

事業・事業内容	所管課
母子保健の充実 「後期・新世紀おかやま母子保健計画」に基づき、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを実現するため、母子保健の充実を図ります。	健康推進課
健康づくりの推進 健康づくり対策の方向と生活習慣病やメタボリックシンドローム対策について定めた「健康おかやま21セカンドステージ」に基づき、県民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する環境づくりを推進します。また、南部健康づくりセンターでは、健康増進指導やスポーツ医科学サポートにおいて、障害者等の健康増進機能の維持に配慮した管理運営を行います。	健康推進課
心の健康づくり 家庭や学校、地域や職場における心の健康づくりを支援するとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。	健康推進課
周産期医療体制の充実・強化 減少傾向にある産科医師の確保を推進するとともに、周産期母子医療センターを中心に、医療機関相互の連携体制を強化します。	医療推進課

(2) 障害の早期発見・治療の推進

事業・事業内容	所管課
先天性代謝異常検査 先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。	健康推進課

新生児聴覚検査 新生児を対象とした聴覚検査体制を推進するとともに、聴覚障害のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を促進します。	健康推進課
発達障害児支援強化事業 発達障害のある児童の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう、共通様式の活用や勉強会、研修会を実施し、関係者のスキルアップを図るとともに支援体制を整備する。	健康推進課
ひきこもり予防支援事業 ひきこもり経験者やその家族等に対する専門研修を行い、研修修了者をサポーターに委嘱し、保健師等と連携しひきこもり本人やその家族の相談に応じます。 また、保健所への相談窓口を設置するとともに、精神科医、臨床心理士等が地域に出向き、ひきこもりに悩む本人や家族等との座談会や関係機関による連絡会議を開催します。	健康推進課

(3) 医療体制の充実

事業・事業内容	所管課
医療提供体制の整備促進 関係機関と連携しながら、地域医療再生計画の着実な推進などに取り組み、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進めます。	医療推進課
リハビリテーション施設・設備の整備 知事が適当と認めた公的団体が行う医学的リハビリテーション施設の施設・設備整備に対する支援を行います。	医療推進課
災害拠点病院の整備 災害拠点病院（県下7病院）の施設・設備整備を支援するとともに災害拠点病院医療救護要員災害救護研修を実施します。	医療推進課
難病医療ネットワークの構築 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（5圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。	医薬安全課

(4) 精神障害のある人に対する医療体制の充実

事業・事業内容	所管課
精神保健知識の普及啓発 「精神保健福祉月間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努めます。	健康推進課
精神保健相談 保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症、薬物中毒等の専門的な精神保健相談に応じるとともに、心の電話相談を行います。	健康推進課
精神科救急医療システム 休日夜間に精神障害のある人が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急指定入院病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日夜間の診療体制により、迅速かつ適正な医療を提供します。	健康推進課

岡山県精神保健福祉センター 精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的な技術中枢機関として、知識の普及・調査研究や相談指導事業を行うとともに、保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行います。	健康推進課
岡山県精神科医療センター 平成19年4月に、県立病院から地方独立行政法人に移行した岡山県精神科医療センターは、精神科救急、依存症、児童・思春期、司法精神科など、民間では対応が困難な専門的医療を推進するための先駆的・モデル的施設整備を進め、機動的・弾力的な財政運営、目標設定による業務管理等自立的な運営を行っていきます。	健康推進課

(5) 難病対策等の充実

事業・事業内容	所管課
難病特別対策推進事業 難病患者の療養生活の質の向上を基本に、医療費等の助成、各種の相談、訪問指導、患者・家族の集い事業、難病患者等居宅介護支援事業の実施を行うとともに、在宅重症難病患者に重点を置いた施策の積極的な展開を図ります。	医薬安全課
重症難病患者入院施設確保事業 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備のため、二次医療圏毎に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。	医薬安全課
在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 在宅で人工呼吸器を装着している重症の特定疾患患者さんが対象で、医療保険の枠を超える訪問看護が受けられます。(年間260回以内)	医薬安全課
神経難病患者在宅医療支援事業 クロイツフェルトヤコブ病等の神経難病の診断、療養等を支援するため、国の指定した専門医を中心とした医療チームを派遣します。	医薬安全課
岡山県難病相談・支援センター事業 難病対策の拠点施設として、各種相談、専門研修や地域交流会等を実施することにより、難病患者等の療養や生活の支援を行います。	医薬安全課

(6) 保健・医療従事者の養成・確保

事業・事業内容	所管課
医師確保対策事業 地域医療再生計画に基づき、医学部地域枠や大学の寄附講座等を通じて、地域に必要な医師の育成や確保を図ります。	医療推進課
看護職員確保対策事業 医療の高度化等に適切に対応するための資質向上や離職防止などの看護職員の確保対策を総合的に進めます。	医療推進課
看護学生奨学資金貸付事業 看護職員の確保のため、県内に就業を希望する看護師等養成所の在学者に奨学資金の貸付を行います。	医療推進課
看護師等養成所運営費補助事業 看護師等の養成のため、看護師等養成所への助成を行います。	医療推進課

特定疾患プライマリ・ケア研修会 地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。	医薬安全課
---	-------

VII 情報・コミュニケーション

(1) 情報バリアフリー化の推進

事業・事業内容	所管課
障害者ITサポートセンターおかやまの運営 障害のある人の在宅就労やITの利用等の促進を図る拠点として、総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）内に障害者ITサポートセンターおかやまを設置し、IT利用に関する総合的な相談等に対応するとともに、パソコンボランティア養成等の事業と連携し、障害のある人のデジタルデバイドの解消を図ります。	障害福祉課
障害に配慮したホームページ等の運営 県ホームページにおいては、ウェブアクセシビリティ（誰もが利用できるような各種情報の提供）に配慮しながら、コンテンツの拡充やシステムの充実に取り組みます。	情報政策課
岡山県視覚障害者センターの運営 視覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、点字図書、録音図書の貸出、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や点字情報ネットワーク事業等を行う岡山県視覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
岡山県聴覚障害者センターの運営 聴覚障害のある人の社会参加活動を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ビデオライブラリーの貸出等を行う岡山県聴覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
点字広報「おかやま」の発行【再掲】 視覚障害のある人を対象に、県政の動き、話題などを紹介します。	公聴広報課
バリアフリー情報の提供【再掲】 障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供します。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実に努めます。	障害福祉課
字幕入り映像ビデオライブラリー事業 テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ（またはDVD）を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。	障害福祉課
情報機器の貸出 聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、各地域で行われる会合等へ情報機器を貸し出します。	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 盲ろう通訳ガイドヘルパーを派遣し、視覚・聴覚の重複障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣のコーディネート 聴覚障害等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣のコーディネートを行います。	障害福祉課

<p>パソコン利用促進事業 IT基礎技術の習得機会が少ない障害のある人を対象として、講習会を開催し、情報化に向けた生活訓練を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>重度障害者在宅就労促進特別事業 在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>パソコンボランティアの派遣等 障害のある人のパソコン使用に際し、その操作方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成し、障害のある人からの要請に応じて派遣します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>点字による即時情報ネットワーク事業 点字よらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供することで社会参加を促進します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>岡山県立図書館での郵送貸出の実施等 重度の障害のある人への図書の郵送貸出や視覚障害のある人への録音図書の郵送貸出を実施しています。また、館内にはボランティアが代読する対面朗読サービスや、音声パソコンなどの機器を利用できる対面朗読室を設けています。</p>	<p>教育庁生涯学習課</p>

第 2 期岡山県障害者計画（仮称）策定に係るアンケート調査集計結果の要点

- (1) 調査地域 : 岡山県全域
 (2) 回答状況 :

	調査数	回答数	回収率
①身体障害のある方へのアンケート調査	1,200	498	41.5%
②知的障害のある方へのアンケート調査	1,000	318	31.8%
③精神保健福祉に関する調査（在宅者調査）	300	78	26.0%
④精神保健福祉に関する調査（入院患者調査）	300	158	52.7%
⑤第 2 期岡山県障害者計画（仮称）策定に関する県民意識調査	800	299	37.4%

- (3) 調査方法 : ①～④ 団体、施設、病院等を通じて配付－郵送回収
 ⑤ 郵送配付－郵送回収
 (4) 調査期間 : 平成 22 年 3 月

1 身体障害のある方へのアンケート調査

(1) 住宅

- ・住宅の形態は、「持ち家（家族所有を含む）」51.6%が最も多い。
- ・住宅で改良が必要な箇所は、「段差の解消」30.4%、「風呂の改善」25.9%、「手すりの設置」24.2%、「トイレの改善」18.4%などの順となっている。
- ・住宅を改良したくてもできない理由は、「今のところ何とか生活できている」35.8%を除くと、「改良資金が確保できない」20.5%が最も多い。

(2) 同居家族

- ・同居家族は、「夫または妻」70.6%、「自分の子ども」38.3%、「父親や母親」19.1%の順となっている。

(3) 介護・介助

- ・主な介護・介助者は、「夫または妻」26.8%が最も多い。
- ・主な介護・介助者の健康状態は、「健康である」41.9%のほか、「体力に不安がある」30.6%、「病気がちである」11.3%、「障害がある」10.5%の順となっている。

(4) 将来の暮らし

- ・独立して生活するために必要なことは、「困った時に相談できる体制」が36.2%、「ホームヘルプなどの居宅サービス」24.6%、「障害に配慮した住宅の整備」24.1%、「機能訓練や生活訓練」19.8%、「外出の手段」19.8%などの順となっている。

(5) 身の回りのこと

- ・「一部手助けが必要」または「全部手助けが必要」の割合が高い動作は、「家事」、

「買い物」、「外出」などの順となっている。

(6) 外出

- ・外出するために必要なことは、「福祉タクシーなどによる送迎サービス」が33.1%、「鉄道・バスなどの交通機関が使いやすくなること」28.5%、「移動経費の軽減」24.3%などの順となっている。
- ・外出回数をふやしてしてみたいことは、「飲食・映画鑑賞や旅行などのレジャー」43.7%、「買い物・銀行などの用事」40.0%などの順となっている。
- ・外出時に困ることは、「道路（歩道）に凸凹や段差などがある」が36.5%、「道路（歩道）上に障害物（車の駐車、放置自転車など）がある」22.7%などの順となっている。

(7) 運動・スポーツや芸術文化活動

- ・活動頻度について、運動・スポーツは、「ほとんどしない」47.0%のほか、「ほとんど毎日する」9.2%、「週に4・5回程度する」7.4%、「週に1・2回程度する」などの順となっている。また、芸術文化活動は、「ほとんどしない」45.4%のほか、「ほとんど毎日する」2.8%、「週に4・5回程度する」2.0%などの順となっている。
- ・活動しない理由について、運動・スポーツは、「出来る種目・種類がない」27.4%、「興味がない」26.1%、「きっかけがない」20.1%などの順となっている。また、芸術文化活動は「興味がない」30.5%、「きっかけがない」21.7%、「出来る種目・種類がない」18.1%などの順となっている。

(8) 昼間過ごす場所

- ・昼間を主に過ごす場所は、未就学では「障害児の通園施設・通園事業」など、就学では「特別支援学校（通学）」など、学卒では「入所施設（老人福祉施設などを除く）」33.1%、「自宅」25.3%、「会社（一般企業など）」6.4%などの順となっている。
- ・昼間を主に過ごしたい場所は、未就学では「障害児の通園施設・通園事業」など、就学では「特別支援学校（通学）」など、学卒では「入所施設（老人福祉施設などを除く）」25.3%、「自宅」24.9%、「通所施設（小規模作業所を含む）」7.2%、「会社（一般企業など）」6.6%などの順となっている。

(9) 障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと

- ・障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なことは、「早期の障害発見と支援開始」が38.4%、「身近な地域で相談・支援が受けられる体制」33.5%、「将来の自立を見据えた生活や就労に関する教育・訓練」30.5%などの順となっている。

(10) 就労

- ・一般企業で働いている方や独立して仕事をしている方の1か月の給料は、「20万円より多い」15.4%、「20万円まで」13.5%が多いものの、15万円以下が約4割。
- ・授産施設等で働いている方の1か月の工賃は、「2万円まで」25.9%、「1万円まで」22.2%が多い。
- ・現在働いていない方のその理由は、「障害が重い」が42.2%、「働く場がない」

22.7%、「高齢・病気のため」21.1%、「体力・気力の面で不安がある」19.5%などの順となっている。

- ・働くために必要なことは、「障害にあった職種・業務をふやしてほしい」13.8%、「仕事さがしの相談をしたり、情報提供を受けたりする場の充実」10.4%、「短時間でも働けるようにしてほしい」8.5%などの順となっている。

(1 1) 収入

- ・対象者自身の収入の内訳は、「障害基礎年金」39.2%、「その他の年金収入（老齢基礎年金や障害厚生年金など）」31.7%、「給料・工賃」13.9%、「自営業などの収入」5.8%などの順となっている。
- ・給料・工賃や年金・手当を含めた年間収入は、「50万円から100万円」19.9%、「100万円から200万円」19.5%で約4割となっている。

(1 2) 相談

- ・困ったときの主な相談先は、「家族・親族」が64.7%と最も多く、以下「通所施設・入所施設の職員」30.3%、「友人・知人」19.9%などの順となっている。
- ・福祉・生活に関する相談の希望は、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、「身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい」、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」19.3%などの順となっている。
- ・就労・就業に関する相談の希望は、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、「専門家による相談を充実してほしい」14.7%、「身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい」13.9%などの順となっている。

(1 3) 情報の入手方法

- ・福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「テレビ・ラジオ」29.1%、「新聞・雑誌」24.7%、「所属している団体の会合・会報」21.5%、「広報紙・パンフレット（県・市町村）」18.3%、「市町村の福祉・保健・医療の窓口」16.5%などの順となっている。
- ・今後充実してほしい情報は、「福祉サービスの内容・利用方法に関する情報」49.8%、「社会情勢・福祉制度の変化に関する情報」24.5%、「障害者支援団体・ボランティア団体に関する情報」24.1%、「緊急対応・災害対応に関する情報」18.5%などの順となっている。

(1 4) コミュニケーション支援

- ・必要なコミュニケーション支援は、「特に必要がない」59.6%のほか、「筆談」4.6%、「録音テープ」4.6%、「点字」3.6%、「手話」3.0%、「ガイドヘルパーなどによる会話のサポート」3.0%などの順となっている。
- ・コミュニケーション支援を必要とする主な場所は、「市役所・町役場・村役場などの公的機関」が40.2%と最も多く、以下「医療機関」36.6%、「イベント・催し物などの会場」30.5%、「買い物先」29.3%、「金融機関」28.0%、「公共交通機関」25.6%などの順となっている。

(1 5) インターネット・電子メールの利用

- ・パソコン・携帯電話の使用状況は、「パソコンのみを使用」7.4%、「携帯電話の

みを使用」20.3%、「パソコン・携帯電話の両方を使用」21.7%、「両方とも使っていない」は38.6%となっている。

- ・パソコン・携帯電話を利用したインターネットや電子メールなどについて、活用したいと「思う」が46.8%、「思わない」が25.5%となっている。
- ・インターネットや電子メールの活用にあたって受けている支援は、「特に利用していない」が52.0%のほか、「パソコンボランティアを利用している」5.7%、「パソコン教室に通っている」4.9%、「ITサポートセンターを利用している」4.1%などの順となっている。

(16) 地域生活

- ・近所づきあいの程度は、「世間話などをする間柄」32.1%、「あいさつをする程度」29.9%で約6割となっている。
- ・参加してみたい地域活動は、「趣味のサークルなどの活動」32.1%、「清掃などのボランティア活動」22.7%、「自治会、子ども会、婦人会などの活動」15.3%、「防災訓練や防犯活動」11.8%、「交通安全運動」10.2%などの順となっている。

(17) 災害時の対応

- ・火事・地震・台風などの災害が発生したときに、「一人で避難できる」36.9%、「一人では避難できない」44.4%となっている。
- ・災害の発生に備えて、非常持ち出し品を「準備している」13.3%、「準備していない」72.9%となっている。
- ・災害が発生した際の不安は、「障害者に配慮した避難場所がない」が22.1%、「災害情報・避難情報の入手が困難である」17.7%、「緊急時であるかどうかの判断がつかない」16.7%、「避難を介助してくれる人がいない」12.7%、「介助者・生活に必要なサポートが確保できない」11.6%などの順となっている。

(18) 行政サービス等への要望

- ・福祉サービスを利用しやすくするために必要なことは、「どんなサービスがあるのかももっと情報がほしい」36.9%、「費用負担を軽くしてほしい」27.7%、「利用の申請・手続方法をわかりやすくしてほしい」24.1%、「自分にどんなサービスが必要かを判断するためのサポート」18.7%、「利用の条件を緩やかにしてほしい」15.9%などの順となっている。
- ・将来暮らしやすくなるために必要なことは、「年金・手当など経済的支援の充実」30.5%、「保健・医療サービスの充実」24.7%、「何でも気軽に相談できる窓口や施設の整備」20.7%、「生活・介護に関する相談支援体制の充実」16.7%、「移動手段の確保」16.3%、「ホームヘルプなど居宅サービスの充実」15.7%などの順となっている。

(19) 人権問題

- ・障害のある人に対する人権問題で起きていることは、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」44.8%、「就職・職場で不利・不当な扱いがあること」29.5%、「差別的な言動があること」25.7%、「結婚問題で周囲の反対があること」22.9%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」21.7%などの順となっている。

(20) 自由意見

- ・大別して、「制度・サービスの見直しや支援体制の充実」、「移動手段の確保、充実」、「安心して生活できる年金額の確保などの各種補助金支援」、「バリアフリーの充実」などを求める意見が多かった。

2 知的障害のある方へのアンケート調査

(1) 住宅

- ・住宅の形態は、「持ち家（家族所有を含む）」57.2%が最も多い。

(2) 同居家族

- ・対象者自身を含めた同居家族の人数は、「2人」16.2%、「3人」34.3%、「4人」23.5%、「1人」2.5%などの順となっている。
- ・同居家族は「父親や母親」91.6%、「兄弟姉妹」36.3%、「祖父や祖母」21.1%、「夫または妻」3.2%などの順となっている。

(3) 介護・介助の状況

- ・主な介護・介助者は「父親や母親」68.6%が最も多い。
- ・主な介護・介助者の健康状態は、「健康である」54.9%、「体力に不安がある」32.0%、「病気がちである」6.5%、「障害がある」4.6%の順となっている。

(4) 将来の暮らし

- ・将来独立して生活するために必要なことは、「金銭・財産を本人に代わり管理する制度」45.1%、「困ったときにいつでも相談できる体制」44.0%、「外出の手段」28.4%、「保健・医療サービス」26.1%、「ホームヘルプなどの居宅サービス」25.7%などの順となっている。

(5) 身の回りのこと

- ・「一部手助けが必要」または「全部手助けが必要」の割合が高い動作は、「金銭の管理」、「家事」、「外出」などの順となっている。

(6) 外出

- ・外出するために必要なことは、「外出時の介助・ガイド」が39.6%、「外出時のコミュニケーション支援」27.0%、「鉄道・バスなどの交通機関が使いやすくなること」24.8%、「福祉タクシーなどの送迎サービス」23.0%などの順となっている。
- ・外出回数を増やしてしてみたいことは、「飲食・映画鑑賞や旅行などのレジャー」50.0%、「買い物・銀行などの用事」32.0%などの順となっている。

(7) 運動・スポーツや芸術文化活動

- ・活動頻度について、運動・スポーツは、「ほとんどしない」44.7%のほか、「ほとんど毎日する」6.6%、「週に4・5回程度する」6.0%、「週に1・2回程度する」12.9%などの順となっている。また、芸術文化活動は、「ほとんどしない」51.6%のほか、「ほとんど毎日する」2.2%、「週に4・5回程度する」1.6%、「週に1・2回程度する」6.9%などの順となっている。
- ・活動をしない理由は、運動・スポーツは、「きっかけがない」27.5%、「出来る種目・種類がない」26.8%、「施設が近くにない」22.5%、「興味がない」21.1%、

「指導者がいない」19.0%などの順となっている。また、芸術文化活動をしない理由は、「興味が無い」29.3%、「きっかけが無い」25.0%、「出来る種目・種類が無い」20.7%などの順。

(8) 昼間過ごす場所

- ・昼間を主に過ごす場所は、未就学では「障害児の通園施設・通園事業」など、就学では「特別支援学校（通学）」など、学卒では「通所施設（小規模作業所を含む）」49.1%、「入所施設（老人福祉施設などを除く）」20.8%、「会社（一般企業など）」7.2%、「自宅」1.6%などの順となっている。
- ・昼間を主に過ごしたい場所は、未就学では「障害児の通園施設・通園事業」など、就学では「特別支援学校（通学）」など、学卒では「通所施設（小規模作業所を含む）」40.9%、「入所施設（老人福祉施設などを除く）」18.9%「会社（一般企業など）」8.2%、「自宅」3.8%などの順となっている。

(9) 障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと

- ・障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なことは、「身近な地域で相談・支援が受けられる体制」49.1%、「将来の自立を見据えた生活や就労に関する教育・訓練」46.9%、「早期の障害発見と支援開始」44.7%などの順となっている。

(10) 就労

- ・一般企業で働いている方や独立して仕事をしている方の1か月の給料は、「10万円まで」29.4%、「9万円まで」23.5%、「5万円まで」17.6%が多く、10万円以下で約7割、15万円以下で8割を越えている。
- ・授産施設などで働いている方の1か月の工賃は、「3千円まで」25.8%、「5千円まで」12.5%が多くなっている。
- ・現在働いていない方のその理由は、「障害が重いため」48.9%、「働く場がない」19.1%、「自分に合った職種・業務がない」14.9%などの順となっている。
- ・働くために必要なことは、「障害にあった職種・業務をふやしてほしい」36.8%、「仕事さがしの相談をしたり、情報提供を受けたりする場の充実」18.9%、「職場に困ったこと・わからないことを相談できる人がいてほしい」18.9%などの順となっている。

(11) 収入

- ・対象者自身の収入の内訳は、「障害基礎年金」75.8%、「給料・工賃」32.1%などの順となっている。
- ・給料・工賃や年金・手当を含めた年間収入は、「50万円から100万円」48.1%、「100万円から200万円」10.7%で約6割を占めている。

(12) 相談

- ・困ったときの主な相談先は、「家族・親族」が74.8%と最も多く、以下「通所施設・入所施設の職員」62.9%、「市町村の福祉・保健・医療の窓口」10.1%などの順となっている。
- ・福祉・生活に関する相談の希望は、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」36.8%、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるよう

にしてほしい」35.8%、「身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい」32.4%などの順となっている。

- ・就労・就業に関する相談の希望は、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」28.9%、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」26.1%、「身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい」25.5%などの順となっている。

(1 3) 情報の入手方法

- ・福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「所属している団体の会合・会報」43.7%、「家族・友人・知人」26.1%、「学校・会社・施設」16.0%などの順となっている。
- ・今後充実してほしい情報は、「福祉サービスの内容・利用方法に関する情報」が60.1%、「社会情勢・福祉制度の変化に関する情報」30.2%、「事業者が行っている福祉サービスの質に関する情報」20.4%、「障害者支援団体・ボランティア団体に関する情報」16.7%などの順となっている。

(1 4) コミュニケーション支援

- ・必要なコミュニケーション支援は、「特に必要がない」47.8%のほか、「ガイドヘルパーなどによる会話のサポート」10.1%、「コミュニケーションボード」9.1%、「筆談」2.2%などの順となっている。
- ・コミュニケーション支援が必要な方が利用したことがあるサービスは、「コミュニケーションボード」17.5%、「ガイドヘルパーなどによる会話のサポート」17.5%、「手話」6.3%、「筆談」6.3%などの順となっている。
- ・コミュニケーション支援を必要とする主な場所は、「医療機関」が46.3%、「入所施設・通所施設・小規模作業所」42.5%、「市役所・町役場・村役場などの公的機関」35.0%などの順となっている。

(1 5) インターネット・電子メールの利用

- ・パソコン・携帯電話の使用状況は、「パソコンのみを使用」3.5%、「携帯電話のみを使用」11.9%、「パソコン・携帯電話の両方を使用」6.3%、「両方とも使っていない」59.4%となっている。
- ・パソコン・携帯電話を利用したインターネットや電子メールなどについて、活用したいと「思う」、「思わない」ともに23.9%となっている。
- ・インターネットや電子メールの活用にあたって受けている支援は、「何も利用していない」56.5%を除き、「ITサポートセンターを利用している」2.9%、「パソコンボランティアを利用している」1.4%、「情報機器を借りている」1.4%などの順となっている。

(1 6) 地域生活

- ・近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」38.1%、「世間話などをする間柄」12.6%で約5割を占めているものの、「ほとんど交流はない」も24.2%となっている。
- ・参加してみたい地域活動は、「清掃などのボランティア活動」23.0%、「趣味のサークル活動」22.3%、「自治会、子ども会、婦人会などの活動」9.1%、「防災訓

練や防犯活動」8.5%などの順となっている。

(17) 災害時の対応

- ・ 火事・地震・台風などの災害が発生したときに「一人で避難できる」が19.8%、「一人では避難できない」が61.9%となっている。
- ・ 災害の発生に備えて、非常持ち出し品を「準備している」が4.4%、「準備していない」が76.4%となっている。
- ・ 災害が発生した際の不安は、「緊急時であるかどうかの判断がつかない」46.9%、「避難場所がわからない」23.3%、「災害情報・避難情報の入手が困難である」19.8%、「障害者に配慮した避難場所がない」17.0%、「介助者・生活に必要なサポートが確保できない」11.9%などの順となっている。

(18) 行政サービス等への要望

- ・ 福祉サービスを利用しやすくするために必要なことは、「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」43.7%、「利用の申請・手続方法をわかりやすくしてほしい」30.8%、「費用負担を軽くしてほしい」28.9%、「自分にどんなサービスが必要かを判断するためのサポート」26.4%、「関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上」15.7%などの順となっている。
- ・ 将来暮らしやすくなるために必要なことは、「年金・手当など経済的支援の充実」38.4%、「ライフステージ（年齢・環境）に応じた個別支援のしくみ」23.3%、「ホームヘルプなど居宅サービスの充実」22.6%、「金銭・財産を本人のかわりに管理する制度の充実」22.3%、「何でも気軽に相談できる窓口や施設の整備」22.0%などとなっている。

(19) 人権問題

- ・ 障害のある人に対する人権問題で起きていることは、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」49.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」39.3%、「差別的な言動があること」37.1%、「就職・職場で不利・不当な扱いがあること」30.2%、「悪徳商法の被害者が多いこと」24.2%などの順となっている。

(20) 自由意見

- ・ 大別して、「制度・サービスの見直しや支援体制の充実」、「グループホーム、ケアホーム等の施設の増設」、「親なき後の成年後見制度の充実」などを求める意見が多かった。

3 精神保健福祉に関する調査（在宅者調査）

(1) 住宅

- ・ 住宅の形態は、「持ち家（家族所有を含む）」76.9%が最も多かった。

(2) 同居家族

- ・ 対象者自身を含めた同居家族の人数は、「2人」24.7%、「3人」31.5%、「4人」21.9%などの順となっている。「1人」は6.8%となっている。
- ・ 同居家族は「父親や母親」92.3%、「兄弟姉妹」35.4%、「祖父や祖母」9.2%などの順となっている。

(3) 介護・介助の状況

- ・主な介護・介助者は「父親や母親」が26.0%と最も多い。
- ・主な介護・介助者の健康状態は、「健康である」38.1%のほか、「体力に不安がある」38.1%、「病気がちである」19.0%、「障害がある」4.8%の順となっている。

(4) 将来の暮らし

- ・将来独立して生活するために必要なことは、「困ったときにいつでも相談できる体制」58.3%、「独立後の生活設計に関する相談」38.3%、「家賃の補助」31.7%、「仕事の確保」30.0%、「保健・医療サービス」25.0%などの順となっている。

(5) 地域で生活する上で必要なこと

- ・地位で生活していく上で必要だと思うものについて、「ぜひほしい」の割合が高いものは、「いつでも診察してくれるかかりつけの病院・診療所」「相談にのってくれる市町村の精神保健福祉専門の職員」「話し相手や相談ができる仲間（セルフヘルプグループ）」「日頃のくらしの相談や支援、友達との交流ができる施設等」「入院せずに休息ができる施設（ショートステイ）」「具合が悪くなったらいつでも相談できる電話相談」「防犯・防災の対策」などの順となっている。

(6) 就労

- ・一般企業で働いている方や独立して仕事をしている方の1か月の給料は、「6万円まで」28.6%、「5万円まで」14.3%、「12万円まで」14.3%、「13万円まで」14.3%、「20万円まで」14.3%などの順となっている。
- ・授産施設などで働いている方の1か月の工賃は、「3千円まで」35.1%、「5千円まで」10.8%、「1万円まで」10.8%などの順となっている。
- ・現在働いていない方のその理由は、「障害が重いため」52.6%のほか、「職場の人間関係に不安がある」31.6%、「体力・気力の面で不安がある」31.6%、「高齢・病気のため」31.6%、「自分に合った職種がない」26.3%などの順となっている。
- ・働くために必要なことは、「障害にあった職種・業務をふやしてほしい」53.8%、「仕事さがしの相談をしたり、情報提供を受けたりする場の充実」34.6%、「短時間でも働けるようにしてほしい」33.3%、「事業者・従業員の障害者への理解を深めてほしい」30.8%、「職場に困ったこと・わからないことを相談できる人がいてほしい」28.2%、「職業訓練の機会を増やしてほしい」21.8%などの順となっている。

(7) 収入

- ・対象者自身の収入の内訳は、「障害基礎年金」70.5%、「給料・工賃」29.5%、「家族からの仕送り」15.4%、「その他の年金収入（老齢基礎年金や障害厚生年金など）」7.7%などの順となっている。
- ・給料・工賃や年金・手当を含めた年間収入は、「50万円から100万円」33.3%、「50万円まで」16.7%で約5割を占めている。

(8) 昼間過ごす場所

- ・昼間を主に過ごす場所は、「通所施設（小規模作業所を含む）」46.2%、「自宅」21.8%、「病院・診療所に通院またはデイケア」9.0%などの順となっている。
- ・昼間を主に過ごしたい場所は、「通所施設（小規模作業所を含む）」44.9%、「会

社（一般企業など）19.2%、「自宅」14.1%などの順となっている。

(9) 運動・スポーツや芸術文化活動

- ・活動頻度について、運動・スポーツは、「ほとんどしない」39.7%のほか、「ほとんど毎日する」7.7%、「週に4・5回程度する」2.6%、「週に1・2回程度する」15.4%などの順となっている。また、芸術文化活動は、「ほとんどしない」39.7%のほか、「ほとんど毎日する」3.8%、「週に4・5回程度する」2.6%、「週に1・2回程度する」16.7%などの順となっている。
- ・活動しない理由として、運動・スポーツは、「疲れやすい」45.2%、「出来る種目・種類がない」25.8%、「興味がない」25.8%、「仲間がいない」19.4%、「指導者がいない」16.1%などの順となっている。また、芸術文化活動は、「興味がない」32.3%、「きっかけがない」29.0%、「疲れやすい」25.8%「出来る種目・種類がない」22.6%、「お金がかかる」22.6%などの順となっている。

(10) インターネット・電子メールの利用

- ・パソコン・携帯電話の使用状況は、「パソコンのみを使用」9.0%、「携帯電話のみを使用」28.2%、「パソコン・携帯電話の両方を使用」24.4%となっており、「両方とも使っていない」は33.3%となっている。
- ・パソコン・携帯電話を利用したインターネットや電子メールなどについて、活用したいと「思う」が60.3%、「思わない」が21.8%となっている。
- ・インターネットや電子メールの活用にあたって受けている支援は、「何も利用していない」64.6%のほか、「情報機器を借りている」6.3%、「パソコン教室に通っている」2.1%などの順となっている。

(11) 地域生活

- ・近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」60.3%、「相互に訪問するような親しい間柄」3.8%、「世間話などをする間柄」3.8%で約7割を占めているものの、「ほとんど交流はない」も26.9%となっている。
- ・参加してみたい地域活動は、「清掃などのボランティア活動」30.8%、「趣味のサークル活動」24.4%、「交通安全運動」7.7%、「自治会、子ども会、婦人会などの活動」7.7%、「防災訓練や防犯活動」6.4%などの順となっている。また、「参加したいものはない」が39.7%となっている。

(12) 夜間や休日における診察の経験

- ・夜間や休日に、急に精神的にぐあいが悪くなったときや、てんかん発作にみまわれたときに、「かかりつけの病院や診療所で診てもらえた」が25.6%、「かかりつけの病院や診療所に相談した」20.5%、「頓服（とんぷく）薬を飲んで、病院や診療所が開くまでがまんした」14.1%などの順となっている。また、「夜間や休日に医師の診察を受けたくなくなったことはない」が19.2%となっている。

(13) 暮らしやすくするために必要なこと

- ・将来暮らしやすくなるために必要なことは、「年金・手当など経済的支援の充実」47.4%、「住宅の確保」41.0%、「何でも気軽に相談できる窓口や施設の整備」30.8%、「保健・医療サービスの充実」25.6%、「就労相談・職業訓練の充実」21.8%、「多様な就労機会の確保・就労環境の向上」19.2%などの順となっている。

(14) 人権問題

- ・障害のある人に対する人権問題で起きていることは、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」53.8%、「結婚問題で周囲の反対があること」42.3%、「就職・職場で不利・不当な扱いがあること」37.2%、「差別的な言動があること」37.2%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」25.6%などの順となっている。

(15) 自由意見

- ・大別して、「生活の安定を図るための経済的支援」が多かった。

4 精神保健福祉に関する調査（入院患者調査）

(1) 住宅

- ・入院前の住宅の形態は、「持ち家（家族所有を含む）」61.4%が最も多い。

(2) 同居家族

- ・対象者自身を含めた入院前の同居家族の人数は、「2人」23.5%、「3人」16.8%、「4人」14.1%などの順となっており、「1人」は27.5%となっている。
- ・入院前の同居家族は「父親や母親」が55.0%と最も多くなっている。

(3) 退院の意向

- ・退院の意向については、「すぐに退院したい」20.3%、「条件を整えば退院したい」60.1%と退院したい意向が8割を超えている。また、「退院はしたくない」が10.1%となっている。
- ・退院するために必要なことは、「主治医の許可」43.0%、「体力」34.8%、「家族の理解・受入体制」33.5%、「困ったときの相談先の確保」31.0%、「生活費の確保」29.1%、「住まいの確保」28.5%、「家事など日常生活の支援の確保」25.9%などの順となっている。

(4) 退院後の暮らし

- ・退院後に将来住みたい住宅は、「持ち家」が46.2%と最も多く、以下「民間の賃貸住宅・借家」19.0%、「グループホーム・ケアホーム」11.4%、「福祉ホーム」7.0%などの順となっている。
- ・退院後の暮らし方は、退院後は「1人でくらしたい」28.5%、「夫婦2人や自分の子どもとくらしたい」24.4%「親や兄弟姉妹とくらしたい」が24.4%などの順となっている。
- ・退院後に独立して生活するとすれば必要な住宅は、「持ち家」が45.7%と最も多く、以下「民間の賃貸住宅・借家」11.4%、「グループホーム・ケアホーム」8.6%などの順となっている。

(5) 退院後に地域で生活する上で必要なこと

- ・地域で生活していく上で、必要だと思うものについて、「ぜひほしい」の割合が高いものは、「いつでも診察してくれるかかりつけの病院・診療所」「具合が悪くなったらいつでも相談できる電話相談」「話し相手や相談ができる仲間（セルフヘルプグループ）」「相談にのってくれる市町村の精神保健福祉専門の職員」「入院せずに休息ができる施設（ショートステイ）」「日頃のくらしの相談や支援、友

達との交流ができる施設等」「保健・医療等に対する苦情を代弁してくれるサービス」などの順となっている。

(6) 退院後に昼間過ごしたい場所

・退院後に昼間を主に過ごしたい場所は、「自宅」28.5%、「通所施設（小規模作業所を含む）」20.9%、「会社」17.1%、「病院・診療所に通院またはデイケア」12.7%などの順となっている。

(7) 暮らしやすくするために必要なこと

・将来暮らしやすくなるために必要なことは、「住宅の確保」40.5%、「年金・手当など経済的支援の充実」31.0%、「保健・医療サービスの充実」29.7%、「福祉サービスやくらし・仕事に役立つ情報提供の充実」23.4%、「何でも気軽に相談できる窓口や施設の整備」22.8%などの順となっている。

(8) 人権問題

・障害のある人に対する人権問題で起きていることは、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」35.4%、「就職・職場で不利・不当な扱いがあること」34.2%、「差別的な言動があること」30.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりする事」29.7%、「結婚問題で周囲の反対があること」28.5%などの順となっている。

(9) 自由意見

・大別して、「生活の安定を図るための経済的支援」、「退院後の支援体制」、「就労の確保」などを求める意見が多かった。

5 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に関する県民意識調査

(1) 「共生社会」又は「ノーマライゼーション」

・「共生社会」又は「ノーマライゼーション」の考え方を「知っている」34.8%、「言葉だけは聞いたことがある」28.1%、「知らない」35.5%となっている。

・「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、「そう思う」54.8%、「どちらかといえばそう思う」19.4%と肯定意見が74.2%、一方「そう思わない」2.0%、「どちらかといえばそう思わない」2.7%と否定意見が4.7%、「一概にいけない」が14.4%となっている。

(2) 「障害者週間」

・「障害者週間」について、「月日も含め知っている」2.7%、「月日までは知らないが、「障害者週間」があることは知っている」48.8%、「知らない」47.8%となっている。

・「障害者週間」を知ったきっかけは、「テレビ、ラジオ、新聞などの報道」が37.1%と最も多く、以下「国・地方公共団体の広報」23.7%、「障害者団体などの活動」5.4%、「人から聞いて」3.3%などの順となっている。

・障害のある人に対する理解を深めるための行事や催しに「ぜひ参加したい」3.7%、「機会があれば参加したい」65.9%、「参加したいと思わない」10.7%、「わからない」17.1%となっている。

(3) 障害のある人とのふれあい

- ・身近に障害のある人がいたかについて、「自分自身又は家族等身近な親族」が38.5%と最も多く、以下「隣近所」30.1%、「自分の職場」19.4%、「学校」19.1%、「仕事関係（自分の職場以外）」12.4%などの順となっており、「身近にいたことはない」が16.4%となっている。
- ・障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことが「ある」73.6%、「ない」26.1%となっている。
- ・障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことに対しては、「困っているときはお互い様という気持ちから」が70.0%と最も多く、以下「身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから」40.5%、「将来、自分も障害をもつ可能性があるから」23.2%、「自分の仕事に関連して」19.1%などの順となっている。
- ・障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをした内容は、「相談相手、話し相手」42.3%、「車椅子を押した」40.0%、「横断歩道や階段で手助けをした」34.5%、「席をゆずった」30.5%、「一緒に遊んだ」22.3%、「家事や買物などの手伝い」16.8%などの順となっている。
- ・障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがなかった理由は、「たまたま機会がなかったから」が62.8%と突出しており、以下「どのように接したらよいかわからなかったから」16.7%、「お節介になるような気がしたから」15.4%、「自分が何をすればよいかわからなかったから」9.0%、「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから」7.7%などの順となっている。

(4) 障害のある人に対する差別

- ・世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別が「あると思う」52.5%、「少しはあると思う」34.4%、「ないと思う」7.4%、「わからない」2.7%となっている。
- ・5年前と比べて障害のある人に対する偏見や差別は改善されたかについて、「かなり改善されている」12.0%、「少しずつ改善されている」45.5%と肯定意見が57.5%、一方「改善されていない」3.7%、「あまり改善されていない」14.4%と否定意見が18.1%、「どちらともいえない」10.7%、「わからない」11.7%となっている。

(5) 障害者基本法・障害者計画

- ・平成16年に障害者基本法が改正され、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが法律の基本的理念として明示されたことを「知っている」9.0%、「詳しい内容は知らないが、改正されたことは聞いたことがある」34.4%、「知らない」53.8%となっている。
- ・障害者計画をつくるに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、参加したいかについて、「参加したい」10.4%、「参加したいと思わないが、検討状況を知りたい」38.1%、「障害のある人々や専門家で十分議論すべきこと」17.7%、「関心がないので、参加したいと思わない」2.0%となっている。

(6) 発達障害への理解

- ・発達障害について社会の理解は「深まっていると思う」3.7%、「どちらかといえ

ば深まっていると思う」32.8%と肯定意見が36.5%、一方「深まっているとは思わない」20.1%、「どちらかといえば深まっているとは思わない」23.7%と否定意見が43.8%、「どちらともいえない」6.0%、「わからない」11.0%となっている。

(7) 「障害者権利条約」採択の認知度

- ・「障害者権利条約」について、「条約の内容も含めて知っている」1.7%、「詳しい内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある」23.7%、「知らない」68.6%となっている。

(8) 障害者のための配慮や工夫

- ・障害のある人となない人が同じように生活するためにいろいろな配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」と思うかについて、「差別になると思う」15.7%、「どちらかといえば差別に当たると思う」18.4%と肯定意見が34.1%、一方「差別に当たるとは思わない」25.4%、「どちらかといえば差別に当たるとは思わない」12.0%と否定意見が37.4%、「一概にいえない」20.7%、「わからない」4.7%となっている。
- ・障害のある人となない人が同じように生活していくために必要とされるこうした配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うことについて、「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う」4.7%、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」52.5%と肯定意見が57.2%、一方「配慮や工夫を行うことは難しい」4.7%、「負担がなければ、配慮や工夫を行う」18.7%と否定意見が23.4%、「一概にいえない」が12.7%となっている。

(9) 民間団体が行う活動に対する希望

- ・障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動への希望について、「障害者になっても継続して働くことができる体制の整備」67.2%、「障害のある人の雇用の促進」64.5%が突出しており、以下「障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備」46.2%、「障害のある人を支援するための休暇制度等の充実」34.4%、「職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備」33.1%、「障害のある人に配慮した商品の開発」32.4%、「障害のある人の雇用の促進、スポーツ、文化等に対する支援」31.1%などとなっている。

(10) 行政の施策

- ・障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、力を入れる必要があると思うものについて、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が53.5%と最も多く、以下「生活の安定のための年金や手当の充実」50.8%、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」47.8%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」47.2%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」43.1%などとなっている。

(11) 5年前と比べた障害者施策の進捗状況

- ・5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思うかについて、「かなり進んだと思う」6.7%、「少し進んだと思う」35.5%と肯定意見が42.2%、「ほとんど進んだと思わない」5.4%、「あまり進んだと思わない」

27.1%と否定意見が32.5%、「どちらともいえない」3.7%、「わからない」13.7%となっている。